

官報号外

平成二十八年十一月二十五日

○ 第百九十二回 參議院會議錄第十三号

平成二十八年十一月二十五日(金曜日)  
午前十時一分開議

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

成二八全一

## 第一 国務大臣の報告に関する件(アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席等に関する報告について)

幸告は二三

せんに係る児童の保護等に關する法律案(島  
村大君外八名発議)

防衛省の職員

第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を

第六 裁判官の育児休業に関する法律の一部を  
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## 金融資本市場をめぐる情勢の変化に對

して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

付

平成二十八年十一月二十五日 参議院会議録第十三号

国務大臣の報告に関する件(アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席等に関する報告について)

忙なときでありましたが、二人で一時間半にわた

今回の会談は非公式なものであり、具体的なや  
であります

決しない問題であり、私自身がブーチン大統領と直接やり取りし、一步一歩着実に進めていく考えであります。

り取りは差し控えさせていただきますが、様々な課題について、私の基本的な考え方をしつかり申し上げ、温かい雰囲気の中、大変充実した意見交換ができました。共に信頼関係を築いていくことができる、そう確信の持てる会談でありました。

年、そして再来年の日中平友好条約締結四十周年に向けて、日中関係を改善させていくことを確認しました。私から、年内に開催する日中韓サミットでの日中韓の協力の強化をめざして、

ベル」で開催されたAPECでは、自由貿易が最大のテーマとなりました。現在、世界経済は大きな下方リスクに直面し、保護主義への懸念が高まっておりますが、今回のAPECでは、自由貿易を推進するアジア太平洋諸国・地域の確固たる意思を世界に示すことができたと考えています。

APECの機会に開催されたTPP首脳会合にも出席いたしました。TPPは、自由で公正なるルールに基づく経済圏を太平洋につくり上げる野望です。

そして、我が国唯一の同盟国米国のリーダーとして、この四年間、私の最大のパートナーであつたオバマ大統領には、これまでの日米同盟強化への取組をたたえ、感謝の意を表しました。その上で、現下の国際情勢に対処するため、日米両国が引き続き、共に手を携えて取り組む必要があると  
つぶやいています。

TPP首脳会合では、こうしたTPP協定の高い戦略的、経済的価値とそれぞれの国内手続を進めていくことを確認し合いました。米国の大統領選後の状況を受けて国内手続をやめたり遅れさせたりしようとする国は一つもありませんでした。APECの機会に、ブッシュ・ロシア大統領、習近平中国国家主席、オバマ米国大統領を始めとする世界の多くの首脳と積極的に会談を行いました。

ブッシュ大統領とは、来月の山口訪問を見据えながら八項目の経済協力について今後の具体的な作業計画に合意し、平和条約向けた協議を更に前進させていくことを確認しました。

日ロの平和条約の問題は、戦後七十年以上たつても未解決であることが示すとおり、たつた一回の首脳会談で解決できるような、そう簡単な問題ではありません。首脳間の信頼関係がなければ解

の討論をする有りました  
ペルーには現職の總理大臣として八年ぶりに、  
アルゼンチンには五十七年ぶりに公式訪問を行いました。今回の訪問を通じ、日本とペルー、アルゼンチン、それぞれとの関係を戦略的パートナーとして引き上げていくことで合意しました。  
現在、ペルーには十万人、アルゼンチンには六万五千人の日系人が暮らしています。まさに、日本とペルー、日本とアルゼンチンとの友好の懸け橋であります。今回、両国で日系人の皆様にお目にかかる機会を得ました。このすばらしい礎の上に、人的な交流や経済分野での協力を一層拡大していくたいと考えています。  
今後も、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗の下、地球儀を俯瞰する観点から活発に外交を展開し、国益を増進することともに、世界の平和と繁栄に貢献してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君)　ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。北村経夫君。

〔北村経夫君登壇 抱手〕

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました安倍総理のAPEC帰朝報告について總理に質問いたします。

海外公務の疲れも感じさせない安倍総理の精力的な政治姿勢は、福島での二十二日未明の地震に機敏かつ綿密な対応をされたことからも明らかのように、国民の皆様におかれでは、その危機管理能力の高さにさぞ安心されたのではないでしようか。福島では余震が続いている。政府におかれましては、引き続き万全の対応を望みたいと思います。

今ほど政治に危機管理能力が問われている時代はありません。災害対策のみならず、外交もまた国家の危機管理の一つであります。

その点、世界中が注目しているトランプ次期米国大統領といち早く会談を持たれ、ロシアのブレーチン大統領とも会談を重ねられるなど、一連の安

倍外交は、かつて自主外交で世界中から注目された岸信介総理をほうふつとさせるものであり、東アジアの平和と安定に不退転の決意で取り組んでいくという強烈なメッセージを世界に向けて発信しています。

さらに、私は、吉田茂元総理が晩年、今後の我が国の課題を質問されたとき答えた次の言葉を思い出します。相手国の立場を考えた貿易、国際社会での信用を失わないための役割分担などが我が国の今後の課題だ、他人をうまく助けることができなければ人間一人前とは言えない。

今回のAPECで示された自由貿易推進の立場

や南スチーダンへのPKO派遣は、まさに大宰相が理想と考えた我が國のあるべき姿を実践していくものと言えます。

それでは、質問に入ります。

まず、トランプ次期米国大統領との会談について伺います。

トランプ氏は、選挙期間中、我が国に対し厳しく発言もしていましたが、今回の会談で個人的な信頼関係を築けたことは、今後の日米関係の円滑化に大きな意味があると言えます。

次に、TPP協定の今後について伺います。  
トランプ氏は、先日、大統領就任初日にTPPを  
棄てたとされるが、総理は会談後、トラン  
プ氏が信頼できる指導者だと確信したと発言され  
ました。その根拠はどうなのだったのか、  
伺います。

から離脱すると改めて宣言しました。この発言はやはり気になるところであります。TPPを我が国の経済成長にとって欠かせない、言わば成長戦略

晤のインフラのような存在として捉え、国内で  
は、産業、農業分野でも様々な制度を整えていく  
中最であります。こうした中で、トランプ氏の発  
言を受けて、国民世論や関係者から懸念の声が上  
がるもの必然と言えるでしょう。改めて、TPP  
協定について今後どのように進めていくお考え  
か、総理に伺います。」

ます。今回のAPEC首脳会議では、質の高い成長と人間開発のテーマの下、地域経済統合の推進と成長などを優先課題として議論されました。総理は会議の場で、自由貿易こそが世界経済の成長の源泉であり、格差拡大等への懸念に由来する保護主義に対し、日本は抱負的な成長をもたらす経済政

経済協力(APEC)首脳会議出席等に関する報告について

を続けてきたものであります。

策を進めて自由貿易を推進すると表明されました。本年のテーマである質の高い成長と人間開発に基づいた優先課題の解決について、総理の意氣込み

APEC首脳会議では、アジア太平洋自由貿易圏、いわゆるFTAAPに関するリマ宣言も採択されました。

されました。その中で、FTAAPは、TPPやRCEPを含めた現在進行している地域的取組を基礎とするとされています。米国がTPPから手

を引けば、中国はこそとばかりにRCEPを推進め、中国主導でアジア太平洋地域の経済秩序をつくろうとするでしょう。中国に対抗するためには、日米がしつかりと手を結んでいくことが絶対に必要だと考えます。こうした状況の中で、今後のアジア太平洋地域の経済秩序の構築にどう取り組んでいくお考えか、基本的な方針を伺います。

次に、南シナ海における課題について伺います。

トナムのチヤン・タイ・ケアン国家主席に南シナ海における係争棚上げを求めたと言わればいい。南シナ海の課題に関するAPEC各との反応と今後の対応はいかがでしょうか。特に、次期半蔵国政権が外交・安全保障でも内向き志向に傾き、アジア太平洋地域で力の空白が生じれば、南シナ海における中国の進出は更に進むものと大変憂慮するところであります。この課題の解決に対する

総理の御決意を伺います。総理は、来月十五日、総理と私の地元山口県でブーチン大統領との会談を予定されております。この開催地長門市には、日露戦争の日本海海戦で戦死したロシア兵の墓があります。それは、浜に漂着したロシア兵士の御遺体を地元の漁師が日本へ供養し、今日まで供養の兵の御遺体とともに手厚く埋葬し、今日まで供養の

2

官報 (号外)

な経済圏をいくつくり出し、従来の自由貿易を進化させること、TPPそのものを超える大きな意義があります。日本として、岐路に立つ自由貿易を更に進化させたいのか、それとも後退させたいのか、日本の外交理念が今問われています。

リマにおける首脳会合を通じて、十二か国でTPPの灯を消さないことを確認しました。日本はどうするのか。各国が日本の役割に期待し、注目をしています。自由で公正な経済圏という旗を自由民主主義国家第二位の経済大国である日本までもが下ろしてしまつたら、自由貿易の進化はそこまで終わってしまいます。

米国が政権移行期にあり、また世界的に保護主義の懸念が高まり動搖が広がる今こそ、ふれではなりません。日本が速やかにＴＰＰ協定を承認することにより、日本の一貫した固い決意を世界にしっかりと発信し、その基礎の上に立って、ＴＰＰの意義を米国に粘り強く訴え続けていきたいと思います。

APPEC首脳会議での質の高い成長と人間開発に関する議論についてお尋ねがありました。

今回のAPPEC首脳会議では、特に、自由貿易の推進と保護主義への対応が大きなテーマとなりました。私からは、自由貿易の利益が均てんされない、格差が拡大するという懸念が保護主義をもたらす旨指摘し、日本は包摂的な成長をもたらす経済政策を進め、自由貿易を推進し続ける旨表明しました。

自由貿易の利益を社会全体に及ぼすためには、大企業のみならず、中小企業、ひいては労働者や消費者にとって適切な経済的機会をつくり出すものにしなければなりません。自由で公正な貿易圏をつくるＴＰＰはまさにこれを実現するものであります。

たらすチャンスを活用して飛躍できるよう、総合的なTPP関連政策大綱を通じてしっかりと支援してまいります。TPPのメリットが、直接輸出する企業のみならず、輸出企業と取引のある企業、そこで働く人々にも広く波及するよう、引き続き取引の適正化を進め、各企業における賃上げを働きかけ、経済の好循環を促していきます。

安倍政権は、格差が固定されず、あらゆる人がその経験や能力を思う存分發揮し活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組んできました。少子高齢化を克服するためのこの政策は、同時に、一人一人が成長の恩恵を実感できるようにすることで、自由貿易に対する国民の支持を培うものと考えます。引き続き、国民の期待に応える形で成長と分配の好循環をしっかりと進めてまいります。

今後はハミング立派坂の経済秩序の構築についてお尋ねがありました。

自由で公正な経済圏としての旗を自由民主主義国家第二位の経済大国である日本までが下ろしてしまえば、自由貿易の進化はそこで終わってしまいますが、国会に速やかにTPP協定を承認いただき、その基盤の上に立って、TPPの意義を米国に粘り強く訴え続けていきたいと思います。

TPP協定に結実した新たなルールは、TPP

にとどまらず、RCEP、さらにはFTAAP等におけるモデルとなります。二十一世紀の世界のスタンダードになっていくことが期待されます。

我が国としては、RCEP交渉において、TPP交渉における成果も踏まえながら、質の高い協定の早期妥結に向け、引き続き精力的に交渉を進めまいります。TPPと質の高いRCEPを通じ、FTAAPを自由で公正な経済圏として確立していきたいと考えます。

南シナ海をめぐる問題についてお尋ねがありま

七

APECはアジア太平洋地域の経済協力をテーマとする国際会議であり、会議自体の中で南シナ海問題が取り上げられることはありませんでした  
が、この機会を捉えて、私は、クアン・ベトナム  
国家主席などの首脳に對して、個別に、南シナ海

について伺います。

切る中、クリントン氏のみと面会されました。勝敗の行方が分からぬ段階で一国の総理が片方の候補に肩入れするような行動は、公平性や選舉の影響を考えると大いなるリスクであり、今となつては失策としか言いようがありません。会うのであればエジプトのシシ大統領のように両候補に会い、それがかなわないのであればどちらにも会わないので儀礼です。なぜこのような軽率な判断に至つたのか、安倍総理の明快な答弁を求めるま

往路、現地時間の十一月十七日にニューヨークに立ち寄り、トランプ次期アメリカ大統領と会談されました。この面会に対して外務省からは、一月まで任期のあるオバマ大統領に非礼であるとの意見や、トランプ次期大統領については我が国と基本的な価値観を共有できるかどうかをまず判断する必要があるとして慎重な意見が相次いだとされるにもかかわらず、総理は電話で直接会談を打診されました。

そこで、総理にお伺いいたします。  
各国の首脳を始め、国際社会が冷静にトランプ次期大統領の動向を注視する中、五十万円もするゴルフクラブを携え、拙速に駆け付けたのはなぜか。また、会談に一人で臨まれた上、ホワイトハウスから、くれぐれも二人の大統領がアメリカに存在するという印象を与えないよう一時間を超える

と思ひますが、總理の見解をお聞かせください。

ない会談を求められたと言われているにもかかわらず、八十五分にわたり会談を行つた理由をお答えください。さらには、それ一連の行動が、APEC期間中、オバマ現大統領との首脳会談の実現を阻害し、短時間の立ち話で終わることになつたとの見方について、総理の率直な見解をお聞かせください。

そして、我々が最もお伺いしたいのは、総理がトランプ次期大統領を信頼できると判断した根拠です。選挙期間中のトランプ次期大統領の様々な発言が物議を醸してきたことは周知のとおりであり、たった八十五分でまさに信頼できる指導者であると確信できたその理由と会談の中身について答弁を求めます。

特に、焦点となつてゐるTPPについては、会談の僅か四日後、十一月二十一日に、トランプ次期大統領は、就任初日に離脱を表明し、代わりに公平な二国間協定の交渉を進めると宣言しました。これによつて、安倍総理が成長戦略の切り札としてきた看板政策であるTPPの発効の望みは完全に絶たれました。安倍総理のトランプ次期大統領は信頼できるとの評価は、うまく丸め込まれたという判断に変わり、安倍総理の影響力が小さいものであることが世界中にさらされました。次期大統領の翻意を促せなかつたその事実を認識されているかどうかを含めて、明快な御答弁をお願いします。

石原TPP担当大臣にお尋ねいたします。もはやTPPに関しては、国会審議の意義が根底から崩れ去つた状態と言えます。国会審議には多額の税金が費やされており、税金で運営されるのであれば、国益にかなう、國民が求める最優先事項を審議すべきだと考えますが、この期に及んでなおTPPの審議を続ける意義があるとお思いなのか、また、思われるのであればどのような意

義があると言われるのか、お聞かせください。

政府は、これまでおよそ一兆一千九百億円もの関連予算を組みTPP発効に備えてきましたが、前提を失つた今、全体の計画見直しと関連予算の国庫返納など、納税者が納得する措置が必要だと思われます。大臣の認識をお聞かせください。

TPPに関連し、RCEPに関する御認識についても伺います。

総理は、TPPがなかなか進まないというのであれば、重心・軸足がRCEPに移つていくのは間違いない、参加国の中の最大の国はアメリカでなく中国になると答弁されています。一方で、中国はTPP参加国の切り崩しを図つてゐるとの報道もあります。自由貿易のルールで中国を取り込んでいくとされた対応と政策が機能しない現在の中国について、総理はどうに今後政策を進められていくか、御認識をお聞かせください。

次に、日米同盟についてお伺いします。

トランプ次期大統領のこれまでの発言には、日本に在日米軍駐留経費負担の増額を求めるものや、東アジアにおけるアメリカの前方展開戦略を根底から覆し、北朝鮮の核保有をめぐつて日本の核武装を容認するなど、日米安全保障体制に不安の影を落とす内容が散見されました。日本は既に多額の駐留経費を負担しており、また非核三原則を国是としております。これらを踏まえ、総理はどうのよう日本立場を説明してこられたのか、

そして今後の日本の安全保障戦略はいかなるものになるのか、方針も含め御答弁ください。

次に、ロシアのブーチン大統領との首脳会談について伺います。

一部報道では、ブーチン大統領から、安倍総理が提案した八項目の協力プランには載つていない北方領土での両国による共同経済活動の提案はなされたが、平和条約の問題、中でも最も重要な主

権の問題には言及されなかつたと伝えられています。

そこで、総理にお尋ねします。

今年九月のウラジオストクでの日ロ首脳会談後、総理は交渉を具体的に進めていく道筋が見え

てくるような手応えを感じたとその成果を見えてくる。選挙期間中もさんざん北方領土交渉の进展への期待をあおつてこられました。しかしながら、今回の会談後は一気にトーンダウンしている印象です。経済協力をてに領土問題の進展を図るという総理の交渉手法は、国民の血税であるお金をばらまいたはいいが、ほとんど見返りがないという可能性もあり得ます。それは仕方がない、それでも構わない総理はお考えですか。今後の

北方領土での我が国の主権回復に向けた見通しとともに見解をお聞かせください。

現在、ロシアは、異例とも言える形で会談の申を公表したり、択捉島及び国後島に軍の新型地対艦ミサイルを配備することで、自分たちは容易に妥協する姿勢がないことを訪日直前のこのタイミングで示してきました。ブーチン大統領自らも、条約締結の期限を設けるのは不可能であり有害だ、領土を取引するつもりはないと明言し、今もなお、北方領土は国際的な文書によりロシアの主権があると承認された領土だなどと発言を繰り返しております。

ロシア側の交渉窓口であつたウリュカエフ経済発展大臣の逮捕、イギリスの国民投票、パリ協定、アメリカ大統領選挙の予測、日本の外交の触角は今どこかおかしくなつてゐるのかもしれません。残念ながら、対外情報収集能力が著しく欠落していると言わざるを得ません。想定外の出来事に常に右往左往している政府の姿は異様に感じます。

パリ協定については、COP22での主導権をにらんで手続を急いだアメリカや中国、EUなどの動きを完全に読み誤りました。京都議定書では議論をリードした日本は、パリ協定では帳外で

度もパリ協定に触れることがありませんでした。

岸田外務大臣に伺います。

米中同時批准について、アメリカから通報はなかつたのですか。政府の認識の甘さについて、ど

力はやめるべきだと考えますが、重ねて見解をお示しください。総理として、領土問題と経済協力はセツトなのか、それとも切り離して考えているのか、明確にお答えください。

現在、北方領土交渉を急がず、共同経済活動を優先させたいロシアと日本の思惑の相違が浮き彫りになつてゐるにもかかわらず、多くの国民は、来月予定されているブーチン大統領の訪日がわざわざ総理の地元で開催されることもあるて、何か歴史的なことが起ころのではないか、北方領土問題が進展するのではないかと期待と関心を寄せております。ブーチン大統領を迎えるに当たり、期待値を上げ続けた総理の過去の言動について、有言实行いただけるのか、改めて御説明ください。

安倍政権の外交の更なる問題点を最後に御指摘申し上げます。

ロシア側の交渉窓口であつたウリュカエフ経済発展大臣の逮捕、イギリスの国民投票、パリ協定、アメリカ大統領選挙の予測、日本の外交の触角は今どこかおかしくなつてゐるのかもしれません。残念ながら、対外情報収集能力が著しく欠落していると言わざるを得ません。想定外の出来事に常に右往左往している政府の姿は異様に感じます。

うお考えですか。パリ協定の早期批准を棒に振つた、この状況をつくった原因是TPPを優先したことだと認識されていますか。お答えください。

脱炭素社会に向けて世界が動き出す中、第一回締約国会合にオブザーバーとしてしか参加を許されず、日本は完全に出遅れました。現在、TPPの発効が一層見通せない状況に陥つたことを踏まえると、これは致命的な失態、外交方針の大きな誤りだったと言わざるを得ません。総理の見解を伺います。

また、新たにベトナム原発の白紙撤回が正式に決定いたしました。原発輸出を成長戦略の一つに位置付ける安倍政権にとって大きな打撃となります。他方、インドとは原子力協定に調印いたしましたが、核兵器不拡散条約非加盟国であるインドとの協定にもかかわらず、核実験再開後の措置は共同声明や協定の覚書にも一切盛り込まれないという、軍事転用の疑惑が消えないまま原発を輸出する判断を下しました。唯一の被爆国として、核なき世界をリードすべき日本として、これで本当にやかつたのか。外交上の問題や課題についてはほかにも枚挙にいとまがありません。これらについて、総理の見解をお聞かせください。

安倍政治が優先しているのは、この国がどうあるべきか、また、成果が出るのはずと先になるかもしれないけど、今本当に必要な政策ではなく、目先の選挙で投票してもらえる政策を実行することのように映ります。日本の国益、国民を守るために、総理や政府にはこの国を導いていくんだという強い意思、またあらゆる事態を想定した高額な外交技術が求められています。与野党問わず、持てる外交資源を総動員していかなければなりません。我が国の歴代の政権は、もっと広い視野で、もっと深みのある外交を行つてきましたはずで

す。

政府におかれましては、情報開示はもとより、真摯な対応をお願いします。それができないのであれば、我々民進党が成り代わつて国民の声を聞き、国益に照らした判断を行つまでです。我が党はその覚悟を有することを表明し、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）伊藤議員にお答えいたします。

クリントン元国務長官による表敬及びトランプ次期大統領との会談の対外説明ぶりについてお尋ねがありました。

クリントン元国務長官の表敬に関しては、先方と緊密に調整した上で、差し支えない範囲でできるだけ詳細に概要を説明しました。一方、トランプ次期米国大統領との会談では、先方から、何回も説明をしているとおり、大統領が二人いるかも知れない、軍事転用の疑惑があるなどとの強い要望があつたことから、内容については一切公表しないことで一致をいたしました。

これらの会合については、それぞれ相手方との関係で差し支えないと想定される限り丁寧に説明しており、その意味において対応にそこはあります。

クリントン候補とトランプ候補との平等性についてお尋ねがありました。

今回の大統領選挙は接戦となることが予想されることから、選挙結果を予断することなく、早い時期から双方の陣営との関係構築に尽力してまいりました。国連会でニューヨークを訪問した際に、クリントン元国務長官の表敬は、トランプ米国次期大統領との会談及びTPPについてお尋ねがありました。

今回の会談は非公式なものであり、具体的なやり取りは差し控えますが、様々な課題について、

私の基本的な考え方をしっかりと申し上げ、温かい

また、クリントン元国務長官の表敬については事前にトランプ陣営にも伝えるとともに、私自身がトランプ陣営のウィルバー・ロス・ジャパン・ソサエティー会長と会い、トランプ候補から、遊説のため不在にしておりお目にかかる残念であるとのメッセージが伝えられました。このように、トランプ陣営と関係を築いたからこそ、当選の翌日、早い段階で電話会談を行うことができ、また世界の首脳に先駆けてトランプ次期大統領との会談を行うことができたものと考えております。

トランプ次期大統領との会談及びオバマ政権との関係についてお尋ねがありました。

トランプ次期大統領とは、日本外交の基軸である日米同盟の重要性を確認するために、できるだけ早く会談する必要があると考えました。十七日にニューヨークで行われた会談では、信頼関係を構築する観点から、トランプ次期米国大統領の趣味であるゴルフのクラブを私費で購入し、お土産としてお渡しをしました。こうしたプレゼント交換することは外交上よくあることでございま

す。人事で多忙なときでありましたが、一人で一時間半にわたりじっくり話をすることができました。

オバマ政権との間ではあらゆるレベルで緊密な意思疎通を保つており、ペルー訪問の際に時間を掛けて会談を行う必要があるような問題はありましたでした。したがって、オバマ大統領とは立ち話をを行い、これまでの日米同盟強化への取組をたたえ、感謝の意を表しました。

トランプ米国次期大統領との会談及びTPPについてお尋ねがありました。

今回の会談は非公式なものであり、具体的なやり取りは差し控えますが、様々な課題について、

私が国としては、こうした取組を通じ、自由で公正な経済ルールに中国を取り込んでいくことに

霧雨気の中で大変充実した意見交換ができたと考えています。トランプ次期大統領は、現職の大統領がいる中で次期大統領があたかも大統領のよう振る舞うことは米国の国益にとつてはマイナスであるというしつかりした認識を持ち、現職の大統領に対する敬意をしつかりと示されています。トランプ陣営と関係を築いたからこそ、当選した信頼できる指導者である、そう確信の持てる会談がありました。

米国が政権移行期にあり、また世界的に保護主義の懸念が高まり世界に動搖が広がる今こそ、ぶれてはならないと考えます。日本は貫して志の高い自由貿易を目指すという国家意思を明確にすべきであります。日本がいち早くTPPを承認することにより、自由で公正な経済圏を世界につくり上げることを目指すという日本の高い決意を世界にしつかりと発信していきたいと思います。その上で、TPPの意義を米国に粘り強く訴え続けたいと思います。

我が国は、現在、中国を含む経済連携の枠組みとして、RCEP及び日中韓FTAにおいて、物品、サービス、投資、知的財産、電子商取引等の幅広い分野について精力的に交渉を進めています。

TPP協定に結実した新たなルールは、TPPにとどまらず、RCEP、さらにはFTAAP等におけるモデルとなり、二十一世紀の世界のスタンダードになつていくことが期待されます。我が国としては、RCEPや日中韓FTA交渉において、TPP交渉における成果も踏まえながら、質の高い協定の早期妥結に向け、引き続き精力的に交渉を進めてまいります。

我が国としては、こうした取組を通じ、自由で公正な経済ルールに中国を取り込んでいくことに

向け、リーダーシップを發揮していく考え方であります。

トランプ次期大統領との会談における日米同盟の重要性についてお尋ねがありました。

日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸です。トランプ次期大統領との会談に当たっては、自由、民主主義、基本的人権や法の支配といった普遍的価値を共有する日米同盟は揺るがないということを確認する必要があると考えました。

米国の前方展開プレゼンスは、日本のみならず地域の平和と安定を確保し、同時にそれは米国の権益も守ることにつながっています。アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米双方が利益を享受していることについての理解を得ることが重要であります。

政権移行期にあって、まさに今、政権移行チー

ムにおいて、諸政策について様々な要素を勘案しながら最終的なスタンスが練られている最中だと

思います。そうしたときだからこそ、普遍的な価値で結ばれた同盟国であり最大のパートナーである我が国が、ぶれることなく日米同盟の将来像を示し、共有する努力を重ねることが重要と考えま

す。

今回の会談は非公式なものであり、具体的なやり取りは差し控えますが、様々な課題について、私の基本的な考え方をしつかりと申し上げ、温かい雰囲気の中、大変充実した意見交換ができたと考えています。信頼できる指導者である、その確信の持てる会談でありました。

北方領土問題と日口関係についてお尋ねがありました。

日口関係については、互恵的な経済分野における協力を含め幅広い分野で日口関係を国益に資するような形で進めていく中で、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの一貫した方針

の下、交渉を粘り強く進めしていく考えです。国民の血税をばらまいたとの指摘は全く当たりません。

北方四島は、我が国の固有の領土です。これら北方四島におけるロシア軍によるミサイル配備を通じた軍備の増強については、外交ルートを通じて、これら諸島に対する我が国の立場と相入れず、遺憾である旨申し入れました。

また、現在進めている協議の中身については言及できませんが、北方四島の将来の発展について日本とロシアが双方にとってウイン・ウインの形で進めていくことが何より重要な視点であると確信しています。

ブータン大統領訪日を迎えるに当たり、私の言動が期待値を上げ過ぎたとの指摘は全く当たりません。日口の平和条約の問題は、戦後七十年以上たつても未解決であることが示すとおり、たつた一回の首脳会談で解決できるような、そう簡単な問題ではありません。首脳間の信頼関係がなければ解決しない問題であり、私自身がブータン大統領と直接やり取りをし、一步一歩着実に前に進めていく考えです。

十二月に予定する山口での日口首脳会談では、高齢化されている元島民の皆様のお気持ちをしっかりと胸に刻んで、静かな雰囲気の中で率直に議論し、平和条約締結交渉を前進させる考え方であります。

パリ協定についてお尋ねがありました。

政府としては、気候変動という国際社会の深刻な課題への取組に最大限貢献していくとの立場から、パリ協定の締結のための作業を可能な限り迅速に進め、その結果、十一月八日に締結しました。COP22におけるパリ協定締約国会合に関して

パリ協定の実施指針の策定に係る主要な交渉は既に我が国を含む形で行われてきました。こうした中、COP22では我が国は積極的に議論に参加し、特にパリ協定の着実な実施のために実施指針策定に明確な期限を設けるべき旨主張しました。

その結果、日本の主張が認められる形で二〇一八年を期限として合意が形成されました。このように、我が国はパリ協定の実施指針の策定に関する合意形成に大きく貢献しており、完全に出遅れたとの指摘はこれも全く当たりません。ベトナムへの原発輸出と日印原子力協定についてのお尋ねがありました。

すべからく、原子力に關わる国際協力については、核不拡散の枠組みを堅持しつつ、世界で最も厳しいレベルの安全性を追求する我が国として、安全神話に陥つてはいけないという福島の教訓を国際社会と共有し、相手国と安全最優先で取り組んでいきます。

すべての問題はあります。

ベトナムの原発建設計画については、同国内の経済事情を背景に中止することが決定されたと承知しておりますが、ベトナムとの広範な戦略的パートナーシップの重要性は変わりません。引き続き、インフラプロジェクト等を含め、両国間の協力を推進してまいります。

先般署名された日印原子力協定については、原予力の平和利用についてインドが責任ある行動を取ることを確保する法的な枠組みであり、NPTを締結していないインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながります。これは、核兵器のない世界を目指し、不拡散を推進する我が国の立場に合致するものであります。仮に、インドが核実験を行った場合には、我が国は、協定上、協定の終了を通告し、協力を停止する権利を有しています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。(拍手)

〔國務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○國務大臣(石原伸晃君) TPP審議を続ける意義と関連予算について、二点お尋ねがございました。

TPPは、従来の自由貿易を進化させ、自由で公正な経済圏をつくり出します。単に関税を下げて貿易をより自由にするだけではなく、知的財産保護、労働・環境規制、国有企业の競争条件の規律など、幅広いルールを定め、頑張った人が報われれる公正な競争環境を整えます。まさに二十一世紀の自由貿易ルールを作るという野心的な挑戦であります。

トランプ次期大統領の発言を受け、TPPが現在厳しい状況にあることは認識しております。しかし、自由で公正な経済圏という旗を自由民主主義国家第二位の経済大国である日本までが下ろしてしまいますと、自由貿易の進化はそこで終わってしまいます。米国が政権移行期にあり、また世界的に保護主義の懸念が高まり動搖が広がる今こそ、日本が速やかにTPP協定を承認することで、日本が速やかにTPP協定を承認することで、TPP協定を世界につくり上げることを目標とするという日本の一貫した堅い決意を世界にしつかりと発言していく必要がございます。

昨年十一月、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるとともに、TPPの影響に關する国民の不安を払拭するため、総合的なTPP関連政策大綱を決定いたしました。それを踏まえまして、海外展開を行おうとする中小企業等への支援や農林水産業の体質強化が待つたなしの状況の中で、農林水産分野において緊急に実施していくべき体質強化策などの各種施策を実施しております。

これらの予算は、TPP協定の発効を見据えた

官 告 報 (号 外)

ものでござりますが、ＴＰＰ協定の発効を前提としたものではありません。農業あるいは中小企業の生産性を高めて、競争力を高めて、海外にもしつかりと輸出できるような体質に変えていくことは、ＴＰＰが発効されようがされまいが必要なことであります。中小企業等の海外展開や農林水産業の体質強化対策については、政府としても今後とも必要に応じて施策を展開していく考えです。（拍手）

に対して質問いたします。

まず冒頭に、福島で連日続いております地震につきまして、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。政府におかれましては、万全の体制で臨むとともに、東北の復興が道半ばであるということを忘れず、引き続き全力で取り組んでいただきたいと思います。

初日にもTPPから離脱する意向を改めて表明しました。これから米国がTPPに向き合うようになるためには、TPPが米国の経済及び外交にとって重要であること、TPPから米国が撤退することは米国が信頼を失うことになるということを訴えていく必要があると思います。

万が一、我が国がTPPから撤退することになれば、我が国の国際社会における信頼も大きく損なうことになることから、他国を先導する決意で

め自由貿易を推進すること、その包摶的な成長の基礎となるのがTPPやFTAAPであるとの考え方を表明されました。総理の強調された包摶的な成長とはどのような成長であるのか、そして包摶的な成長を目指す我が国の取組は一体どのようなものなのか、具体的な説明を求めます。

続いて、今回のAPECに際して行われたTPP参加国のお首脳会合について伺います。

この会合においては、出席した首脳の多くが国

○國務大臣(岸田文雄君) 各国のパリ協定の締結に関する情報収集及び我が国におけるパリ協定の締結作業についてお尋ねがありました。

本年九月の米中によるノルマ協定締結にござ  
府としては、それに先立ち米中による気候変動に  
対する積極的な姿勢が示されたことも含め、不斷  
に情報を収集してきたところであり、米国とも意  
思疎通を図つてまいりました。

政府としては、一貫してパリ協定を重視してお  
り、G7伊勢志摩サミットにおいて、本年中のペ  
リ協定の発効という目標を掲げるG7首脳宣言を  
議長国として取りまとめ、本年中の発効、締結を

政府としては、一貫してパリ協定を重視しておりますが、G7伊勢志摩サミットにおいて、本年中のパリ協定の発効という目標を掲げるG7首脳宣言を行いました。その結果として、十一月八日に締結をしました。議長国として取りまとめ、本年中の発効、締結を目指に可能な限り迅速な作業、調整を行つてまいりました。

会での御判断によるものと認識しておりますが、政府としては、TPPもそしてパリ協定も共に重要な協定であると認識をし、取り組んできた次第であります。（拍手）

○議長(伊達忠一君) 高瀬弘美君。

〔高瀬弘美君登壇、拍手〕

○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。

平成二十八年十一月二十五日 参議院会議録第十三号

最後に、リマで行われたロシアのプーチン大統領との首脳会談についてお伺いいたします。

安倍総理は、今回を含め、これまでプーチン大統領と十五回の会談を重ねており、日ロ首脳間の信頼関係を構築してこられました。これは、七十年以上解決できていない北方領土問題を含む平和条約締結に向けた真剣な外交努力として評価されべきであります。

今回のリマにおける会談では、プーチン大統領と来る来月の日ロ首脳会談に向けて意見交換が行われたことと思いますが、平和条約締結交渉の進捗状況についてお伺いいたします。

以上、総理の引き続きのリーダーシップの下、公明党も課題解決に向けて全力で協力していくことを申し上げ、私の質問を終わります。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 高瀬弘美議員から御質問がございました。

トランプ米国次期大統領との会談及びTPPについてお尋ねがありました。

十七日にニューヨークで、世界の首脳に先駆け、トランプ次期大統領と会談を行うことができました。人事で多忙な時期でありましたが、二人で一時間半にわたりじっくりと話をすることができました。

今回の会談は非公式なものであり、具体的なやり取りは差し控えますが、様々な課題について、私の基本的な考え方をしつかり申し上げ、温かい雰囲気の中、大変充実した意見交換ができると考えていました。信頼できる指導者である、そう確信

いたしました。信頼できる会談でありました。米国が政権移行期にあり、また世界的に保護主義の懸念が高まり世界に動搖が広がる今こそ、ぶれではありません。日本は貫して志の高い自由

貿易を目指すという国家意図を明確にすべきであります。日本がいち早くTPPを承認することにより、自由で公正な経済圏を世界につくり上げることを目指すという日本の固い決意を世界にしっかりと発信していくと考えます。その上で、TPPの意義を米国に粘り強く訴え続けていきたく思います。

トランプ次期米国大統領と日米同盟の重要性についてお尋ねがありました。

日米同盟は、我が国外交・安全保障の基軸です。トランプ次期大統領との会談に当たっては、自由、民主主義、基本的人権や法の支配といった普遍的価値を共有する日米同盟は揺るがないとうことを確認する必要があると考えてきました。

米国の前方展開プレゼンスは、日本のみならず地域の平和と安全を確保し、同時にそれは米国の権益も守ることにつながっています。アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米双方が利益を享受していることについての理解を得ることが重要です。

政権移行期にあって、まさに今、政権移行チームにおいて、諸政策につき様々な要素を勘案しながら最終的なスタンスが練られている最中だと思います。そうしたときだからこそ、普遍的な価値で結ばれた同盟国であり最大のパートナーである我が国が、ぶれることなく日米同盟の将来像を示し、共有する努力を重ねることが重要と考えます。

今回のAPEC首脳会議に対する評価と包摂的な成長に関するお尋ねがありました。

今回のAPEC首脳会議においては、自由貿易の推進が大きなテーマとなりました。世界経済が大きな下方リスクに直面する中、自由貿易を推進するアジア太平洋地域の確固たる意思を世界に示すことができたと考えています。自由貿易の推進についてお尋ねがありました。

TPPに参加するペルー、カナダ、ニュージーランド、ベトナム等の首脳との二国間会談では、自由貿易推進の重要性やTPPの国内手続をそれぞれ進めていくことを確認しました。米国の大統領選挙後の状況を受けて、国内手続をやめたり遅らせたりしようとしている国は一つもありませんでした。

今国会で承認が得られるよう全力で取り組むとともに、今後も様々な機会を通じて他の署名国に国内手続の早期の完了を働きかけていきたいと考えています。

APECの際に、短時間ではありましたがあと、習近平国家主席と会談を行い、来年の日中友好正常化四十周年、そして再来年の日中平和友好条約締結四十周年に向けて日中関係を改善させていくことを確認しました。また、私から、年内に開催する日中韓サミットの際に李克強首相が初めて訪日されることになりますが、日中の二国間関係の文脈においても実りの多い訪日としたい旨述べました。

TPP首脳会合では、TPP協定の高い戦略的、経済的価値、そしてそれぞれの国内手続を進めていくことを各国と確認し合いました。私からTPP首脳会合における議論やTPP参加国との二国間会談の成果等についてお尋ねがありました。

TPP首脳会合では、TPP協定の高い戦略的、経済的価値、そしてそれぞれの国内手続を進めていくことを各國と確認し合いました。私は、我々が現状にひるんで国内手続をやめてしまえばTPPは効果せず保護主義を抑えられなくなる、日本は既に衆議院の議論を終え現在参議院で審議をしている、厳しい状況にあるからこそ自由貿易、TPPに強いコミットメントを示す必要がある、各国がTPPの国内手続を断固として進めないとことを期待しているということを発言いたしました。

TPPに参加するペルー、カナダ、ニュージーランド、ベトナム等の首脳との二国間会談では、自由貿易推進の重要性やTPPの国内手続をそれぞれ進めていくことを確認しました。

リマにおけるプーチン大統領との会談では、来月の山口訪問を見据えながら、八項目の経済協力について今後の具体的な作業計画に合意し、平和条約に向けた協議を更に前進させていくことを確認しました。

日ロの平和条約の問題は、戦後七十年以上たつても未解決であることが示すとおり、たつた一回の首脳会談で解決できるような、そう簡単な問題ではありません。首脳間の信頼関係がなければ解決しない問題であり、私自身がプーチン大統領と直接やり取りをし、一步一歩着実に前に進めていく考えであります。

現在進めている協議の中身については言及できませんが、北方四島の将来の発展について日本とロシアが双方にとつてウイン・ウインの形で進めていくことが何よりも重要な視点であると確信しています。その上で、経済を含め日ロ関係全体を双方が裨益する形で発展させていく中で、平和条約交渉についても前進を図つていくことが必要と考えています。

十二月に予定する山口県での日ロ首脳会談では、高齢化されている元島民の皆様のお気持ちをしつかり胸に刻み、静かな雰囲気の中で率直に議論し、平和条約締結交渉を前進させる考え方であります。(拍手)

## ○議長(伊達忠一君) 井上哲士君。

[井上哲士君登壇、拍手]

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、安倍総理のAPEC会議出席等に関する報告に対して質問します。

この間のAPEC首脳会合、トランプ米次期大統領との会談、そして一連の首脳会談などの総理の外交は、多国籍企業の横暴による格差と貧困の拡大、環境破壊等から国民の命と暮らしを守る闘いが各国で広がり、アメリカでもそうした世論と闘いを背景に、TPPからの離脱を公約にしたトランプ氏が次期大統領に当選するという情勢の下で行われました。

まず、総理の認識を聞きます。

総理は、十四日のTPP特別委員会で我が党議員の質問に対し、一部の企業に利益が集中した結果一部の人々が豊かになつてあとはみんな貧乏になつているじやないかという不満があるのは事実と認めつつ、それは各國の再配分機能がどうなのかという問題だと答弁しました。しかし、単なる不満や再配分機能の問題という話ではありません

自由貿易の名の下に進められたこの間の一連の国際条約そのものが国境を越えた多国籍企業のもうけを最大化するためのものになつており、その下で農業や食の安全、環境、雇用が脅かされ、SDSで主権が侵害されるという事態が生まれてゐるという認識はありますか。

各国での批判の世論の高まりを受け、APECの首脳宣言には、経済的不平等や格差の拡大、環境の悪化などを挙げて、将来の不確実性を高めている、グローバリゼーションや関連した統合プロセスにはますます疑問の目が投げかけられていると盛り込まれました。一方で、あらゆる形の保護主義に抵抗すると述べ、保護主義か自由貿易かといふ議論にどまっています。

今求められているのは、そうした旧来型の議論ではなく、グローバル化の下で多国籍企業の利益優先により現に引き起こされている格差や不平等の解消のために、国際社会で何をなすべきか話し合い、実行することではありませんか。総理の答弁を求めます。

安倍総理は、十七日にトランプ米次期大統領と会談しました。現職の大統領がいる中で、日本の総理大臣と次期大統領が会談した前例はないのであります。なぜ、このような異例の会談をsettしたのですか。

総理は、会談後の会見で、共に信頼関係を築いていくことができる、そう確信の持てる会談だつたと述べ、その後のアルゼンチンでの記者会見では、TPPはアメリカ抜きでは意味がないとまで述べました。ところが、その後にトランプ氏が来年一月二十日の就任当日にTPPからの離脱を行ふと正式に表明しました。

これを、安倍総理のはしごが外された、完全にメソツを潰されたと評した報道もあります。にも

かわらず、総理が信頼関係を築けると確信をした根拠は一体何なんですか。TPPや安保条約について何を話し、トランプ氏はどう応じたのか、国民党に明らかにすべきです。

総理がアメリカ抜きでは意味がないとしてきたTPPからの離脱をトランプ氏が正式表明し、協定が発効しないことが確実になりました。にもかかわらず、日本が批准をすることにこそ意味がないではありませんか。

一旦離脱を決めた後、アメリカはどう対応するでしょうか。二国間のFTAを日本に求めてくるか、アメリカに更に有利になるよう再交渉を求めてくることになるでしょう。総理があくまでもTPPに固執し、アメリカをTPP枠につなぎ止めようとするならば、二国間FTAにしてもTPPの再交渉にしても、日本自ら、アメリカに有利で、より日本に不利な不平等条約をアメリカに求めることになるではありませんか。

行政府による外国との条約締結の承認の是非を判断するのは、憲法上、国会の役割です。条約の中には、日本が九七年に国会承認をして締結したもの、アメリカ上院が九九年に批准案を否決して、結果として未発効のままとなつてゐる包括的核実験禁止条約、CTBTのようなものもまれにあります。

しかし、審議の段階において既に発効の見込みがないことが明らかなることは異常なことです。TPPにしがみつきたいという総理の思惑のために、国会に発効の見込みのないものの承認を押し付けるといふのですか。TPP強行のための会期延長はやめ、廃案にすべきです。答弁を求めます。

日ロ首脳会談について聞きます。

ロシアのブレジン大統領は、二二日、ペルーでの記者会見で、前日に行われた日ロ首脳会談の中

というものでした。計画の中止は、福島第一原発事故で安全性に対する懸念が強まり住民の反対が大きくなつたこと、安全対策の強化などで事業費が倍近くに膨らみ財政難の下で巨大公共事業の見直しが迫られたとされています。

事故原因の究明も終わらず、今なお多くの人々が避難を強いられている福島第一原発事故がもたらした惨害を見れば、ベトナムの国民から反対の声が上がるるのは当然のことです。にもかかわらず、総理は、日本の原発を世界一安全な基準だとして、国内原発の再稼働とともに海外への原発輸出を推進しています。国内の再稼働反対の世論が多数であるのみならず、海外でも日本の原発が現地の住民に拒絶されることを重く受け止めるべきではありませんか。

原発輸出の推進政策は中止をすべきです。そのことを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 井上議員にお答えをいたします。

自由貿易を進める国際条約についてお尋ねがありました。自由貿易活動を促進したことはあっても、多国籍企業の利益を最大化するためのものになつてゐるとの認識はありません。

国際的な貿易や投資が行われる中で、農業や食の安全、環境、雇用を守るのは各国の政策の役割です。ISDS条項は、我が国が正当な目的のために必要かつ合理的な規制等を行うことを妨げるのではなく、これによつて国の主権が侵害されることはありません。

APECの首脳宣言とグローバル化への対応についてお尋ねがありました。

APCの首脳宣言とグローバル化への対応についてお尋ねがありました。

大企業のみならず、中小企業、ひいては労働者や消費者にとって適切な経済的機会をつくり出すものにしなければなりません。自由で公正な貿易圈をつくるTPPは、まさにこれを実現するものであります。単に関税を下げて貿易をより自由にするだけでなく、知的財産保護、労働・環境規制、国有企业の競争条件の規律など幅広いルールを定め、頑張った人が報われる公正な競争環境を整えます。

このようなTPPの新しいルールによって大きな恩恵を受けるのは、これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れないかった地方の中堅・中小企業や農業者です。TPPが多国籍企業の利益を優先するものとは考えていません。その上で、各省政府が、国内において多くの人たちが自由貿易のもたらすチャンスをつかみ利益を得ることができる、そういう仕組みをつくっていくことが大切だと考えています。

トランプ米国次期大統領との会談及びTPPについてお尋ねがありました。

私としては、なるべく早くトランプ次期大統領にお目にかかり、自由や民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する同士の同盟である日米同盟は揺るがないということを確認する必要があると考えていました。

トランプ次期大統領は、現職の大統領がいる中で、次期大統領があたかも大統領のように振る舞うことは米国の国益にとってマイナスであるといふことを強く認識しました。

トランプ次期大統領は、現職の大統領がいる中で、次期大統領があたかも大統領のように振る舞うことには日本政府に何ら変更はありません。

サンフランシスコ平和条約は、領土の確定や賠償問題の解決を含め、我が国の戦後処理の法的な基礎です。我が国は、サンフランシスコ平和条約第二条(c)により千島列島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄しており、この条項を一方的に破棄して千島列島等の返還を求める事はなし得ません。

北方領土問題については、十二月に予定する山口県での日ロ首脳会談で、高齢化されている元島民の皆様のお気持ちをしつかり胸に刻んで、静かに雰囲気の中で率直に議論し、平和条約締結交渉を前進させる考えであります。

ベトナムの原発計画と原発輸出についてお尋ねがありました。

やり取りは差し控えますが、様々な課題について、私の基本的な考え方をしっかりと申し上げ、温かい雰囲気の中、大変充実した意見交換ができたと考えています。

米国が政権移行期にあり、また世界的に保護主義の懸念が高まり世界に動搖が広がる今こそ、ぶれはなりません。日本は一貫して志の高い自由贸易を目指すという国家意思を明確にすべきであります。日本がいち早くTPPを承認することに

より、自由で公正な経済圏を世界につくり上げることを目指すという日本の固い決意を世界にしっかりと発信していくべきだと思います。その上で、TPPの意義を米国に粘り強く訴え続けていたいと思います。

日ロ首脳会談と北方領土問題についてお尋ねがありました。

プーチン大統領の発言に関しては、現在進めている交渉の中身に関わり得ることから、事柄の性質上、言及できませんが、北方領土に対する従来の政府の立場に何ら変更はありません。

サンフランシスコ平和条約は、領土の確定や賠償問題の解決を含め、我が国の戦後処理の法的な基礎です。我が国は、サンフランシスコ平和条約第二条(c)により千島列島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄しており、この条項を一方的に破棄して千島列島等の返還を求める事はなし得ません。

北方領土問題については、十二月に予定する山口県での日ロ首脳会談で、高齢化されている元島民の皆様のお気持ちをしつかり胸に刻んで、静かに雰囲気の中で率直に議論し、平和条約締結交渉を前進させる考えであります。

ベトナムの原発計画と原発輸出についてお尋ねがありました。

経済事情を背景に中止することが決定されたと承知しております。

すべてからく、原子力に関する国際協力については、核不拡散の枠組みを堅持しつつ、世界で最も厳しいレベルの安全性を追求する我が国として、安全神話に陥つてはいけないという福島の教訓を国際社会と共有し、相手国と安全最優先で取り組んでいきます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石井章君。

〔石井章君登壇 拍手〕

○石井章君 日本維新の会、石井章君です。

まず冒頭に、この度の東日本大震災をほうふつさせる福島沖地震の被災に遭われた方々にお見舞い申し上げると同時に、政府には、東日本大震災、三・一一を含む一日も早い復興に対する御尽力をお願い申し上げ、質問に入りたいと思います。

アメリカのトランプ次期大統領は今月二十一日、来年一月二十日の就任日にTPPから離脱を通告すると明言いたしました。もしもトランプ氏がこの発言どおりに大統領就任後にTPP離脱を表明すれば、現行の形でのTPPの発効は不可能となります。

私は、今月十五日のTPP特別委員会で、TPPに関するトランプ氏の一連の発言や米国民との契約という名の公約を見ると、批准しないという選択をするのではないか、また、アメリカが批准しない場合の対策についてリーダーとして腹案はお持ちか、このような点について総理にお考えをお伺いいたしました。総理からは、次期大統領の判断について現時点で予断を持つてお話しすることは控えるとの御趣旨のお答えをいただきました。

安倍総理にお伺いいたしました。トランプ次期大

官 報 (号 外)

統領が大統領選後に改めてTPP離脱を明言した今となつても、アメリカ政府のTPPに関する方針の見通しはお示しにならないのでしょうか。米国の正式な離脱が決定するまでアメリカの翻意を促すという方針でしようか。御認識をお伺いいた

また、TPPの協定文では、発効前に離脱する国が現れることを想定しているのか、離脱の手続はどのように行うのか、こういった点についても現時点では不明確です。これらの点について、総理の御認識をお伺いいたします。

う懸念が保護主義をもたらすとの指摘もされました。その上で、自由貿易への反対は、自由貿易に背を向けることではなく、経済成長の恩恵が幅広く及ぶような経済政策によって乗り越えるべきだと訴えました。各国首脳からも自由貿易の重要性を再認識する意見が出されたことを受けて、首脳宣言では、開かれた市場を維持し、あらゆる形態の保護主義に対抗することを再確認しております。

リットを主張すべきである、だからこそＴＰＰは早期に承認すべきだと訴えてまいりました。イギリスのＥＵ離脱やアメリカの次期大統領の発言など、先進国においても自由貿易による格差拡大等への懸念から保護主義が強まつております。そして、自由貿易への諸国民の理解を深めるためには、一部の業界や企業だけでなく、社会全体が自由貿易の恩恵を享受できるようにすることが必要であると思います。

ためにはどのような経済政策が必要とお考えで  
しょうか。これまで政府が掲げてきたＴＰＰ総合  
対策がそのような経済政策に当たるのでしょ  
うか。総理の御認識をお伺いいたします。

総理は、A P E Cで、日本国内において一億総  
活躍社会実現への取組が社会全体に成長の恩恵が  
及ぶことにつながると示唆されました。しか  
し、この取組は、自由貿易によって想定される格  
差拡大への対策と考えるべきものなのでしょ  
うか。一億総活躍社会実現に係る多くの政策は、第  
一義的には我が国の構造的な問題である少子高齢  
化に真っ正面から挑むためのものではなかつたで  
しょうか。これが保護主義に対抗するための経済  
政策となり得るのかどうか、総理の御認識をお伺  
いいたします。

さらに、安倍総理にお伺いいたします。日米両  
国を含むアジア太平洋地域の諸国民に経済的繁栄  
と安全保障上の安定をもたらすはずの協定につい  
て、なぜ我が国でも国民の理解がいま一つ進まな  
いのでしょうか。各種世論調査の結果を見まして  
も、ＴＰＰの早期承認について世論は割れており  
ます。我が国での国会での議論や政府の発信が、  
我が国の農業保護の観点が置かれ、中小企  
業や消費者が享受できるメリットを国民が実感し  
にくかつたのではないでしょうか。御認識をお伺  
いいたします。

総理は、平成二十五年三月十五日の記者会見  
で、日本と米国という二つの経済大国が参加して  
つくられる新たな経済秩序は、その先にある東ア  
ジア地域包括的経済連携、R C E P、さらにはア  
ジア太平洋自由貿易圏、F T A A Pにおいて、  
ルール作りのたたき台となるだろうという趣旨の  
発言をされております。

アジア太平洋地域での最終的に目指すべき経済  
連携は、自由で公正なルールの下、この地域での

全ての国が参加できるようなFTAAPと考えます。アメリカの次期大統領がTPP離脱を表明しました今、FTAAP実現へのシナリオをどのようにすべきでしょうか。今までTPPをしてこにしてアメリカ政府の態度の変化を促していくのでしょうか。また、その場合、アメリカとの再交渉は一切行わないのでしょうか。現行のTPPが最善でいかなる妥協もあり得ないという姿勢で臨むのでしょうか。安倍総理の御認識をお伺いします。

現在のTPPにおいて、日本は農産物の関税撤廃率が他国よりも低くなっています。これは、平成二十五年の両院の農林水産委員会での重要五品目等に関する決議が行われたことを踏まえたものであります。我が党は、現存する政党では唯一この決議には反対し、農業においてもできる限り自由貿易の原則を徹底すべきとの立場を取っていました。また、農産物市場開放後の国内対策についても、できる限り農業の生産性を高めるような改革を行うべきと主張してまいりました。

安倍総理にお伺いいたします。アメリカ政府が現行のTPPから離脱するにせよ、再交渉を求められるにせよ、今後、アメリカから、農産物について、現行のTPP以上に市場開放を求められるのではないかでしょうか。特に、トランプ次期大統領は、TPPではなく二国間協定を進めていく方針にも言及しました。TPP再交渉又は全く別の二国間交渉において農産物市場の更なる開放を求めるられた場合、政府はどうのに対応すべきか、総理の御認識をお伺いいたします。

APCECでの中国は、アジア太平洋の経済圏づくりを主導する姿勢を鮮明にしました。既に中国は、中国から欧州へ、中国の西側に向けて広大な経済圏をつくる一帯一路構想の実現を目指してきました。この背景には、中国の東側、つまり太平洋地域はTPPでアメリカに先行されたとの認識

があつたとも言われております。ところが、アメリカのTPP離脱の可能性が高まつたことを見たて、中国はRCEPの早期妥結を図ると言ひ始めました。APEC前後から、RCEPに関心を示す国も出始めています。

我が党は、結党以来一貫してTPP賛成の立場を取つてきました。この協定について、アメリカ国民から十分な理解が得られていないという事実を踏まえて、自由貿易推進のために何をすべきか、一層真剣に検討すべきと考えます。今後、我が国の政府も各党も、世界経済の自由で公正なルール作りに向けて、日本国民はもちろん、世界の諸国民にも届く言葉を考えしていくべきだと訴えて、私の質問を終わりにします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石井章議員にお答えをいたします。

TPP協定に対する米国の反応についてお尋ねがありました。

自由で公正な経済圏という旗を自由民主主義国家第二位の経済大国である日本までもが下ろしてしまえば、自由貿易の進化はそこで終わつてしまします。国会で速やかにTPP協定を承認いただき、その基盤の上に立つて、TPPの意義を米国に粘り強く訴え続けていきたいと思います。

なお、TPP協定には、発効前のTPP協定からの離脱に関する規定はありません。

自由貿易の恩恵を社会全体に及ぼし、自由貿易に対する国民の理解を深めるための政策等についてお尋ねがありました。

自由貿易の利益を社会全体に及ぼすためには、大企業のみならず、中小企業、ひいては労働者や消費者にとって適切な経済的機会をつくり出すものにしなければなりません。自由で公正な貿易圏

があつたとも言われております。ところが、アメリカのTPP離脱の可能性が高まつたことを見えて、中国はRCEPの早期妥結を図ると言い始めました。APEC前後から、RCEPに関心を示す国も出始めております。

をつくるTPPは、まさにこれを実現するものであります。

地方の中堅・中小企業や農業者がTPPがもたらすチャンスを活用して飛躍できるよう、総合的なTPP関連政策大綱を通じてしっかりと支援してまいります。TPPのメリットが、直接輸出する企業のみならず、輸出企業と取引のある企業、そこで働く人々にも広く波及するよう、引き続き、取りの適正化を進め、各企業における賃上げを働きかけ、経済の好循環を促していきます。

安倍政権は、格差が固定化されず、あらゆる人がその経験や能力を思う存分發揮し活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組んできました。少子高齢化を克服するためのこの政策は、同時に、国民一人一人が成長の恩恵を実感できるようにすること、自由貿易に対する国民の支持を培うと考えます。引き続き、国民の期待に応える形で成長と分配の好循環をしっかりと進めてまいります。

TPP協定のメリットに関する国民への説明についてお尋ねがありました。

貿易自由化の議論においては、まずは、メリットよりも先に、競争の激化に懸念を持つ分野についてどのような影響が及ぶのか、どのような対策があるのかといった点に関心が集中します。そこで、政府の情報提供においては、輸出に関心のある中小企業や農業者あるいは消費者がどのようなメリットを得られるかについて、分かりやすく整理して発信する努力を払ってきました。

具体的には、内閣官房のホームページに掲載した資料を事項ごとに整理し、また、通常国会における質疑等を踏まえ、中小企業や消費者の視点を含むTPPに関するQアンドAを追加、更新してきました。TPP協定や関連の国内対策の活用に关心がある中小企業や農業者を中心とする方々に

向けては、地方経済産業局や地方農政局、税関、ジエトロ等に相談窓口を設置し、様々な相談に対応するとともに、全国各地で三百回以上の説明会等を開催しています。国会審議の場などにおいても、消費者、国民生活、中小企業にもたらすメリットなどを説明してきましたが、今後とも引き続き丁寧に説明していきます。

FTAAP実現へのシナリオについてお尋ねがありました。

自由で公正な経済圏という旗を自由民主主義国家第二位の経済大国である日本までもが下ろしてしまえば、自由貿易の進化はそこで終わってしまいます。国会に速やかにTPP協定を承認いただき、その基盤の上に立つて、TPPの意義を米国に粘り強く訴え続けていきたいと思います。

TPP協定に結実した新たなルールは、TPPにとどまらず、RCEP、さらにはFTAAP等におけるモデルとなります。二十一世紀の世界のスタンダードになつていくことが期待されます。我が国としては、RCEP交渉において、TPPにおける成果も踏まえながら、質の高い協定を含む十六か国間で、物品、サービス、投資、知的財産、電子商取引等、自由化のみならず、ルールを含む幅広い分野で精力的に交渉を進めています。

TPP協定に結実した新たなルールは、TPPにとどまらず、RCEP、さらにはFTAAP等におけるモデルとなります。二十一世紀の世界のスタンダードになつていくことが期待されています。我が国は、RCEP交渉において、TPP交渉における成果も踏まえながら、包括的で質の高いバランスの取れた協定の早期妥結を目指しておられます。(拍手)

FTAAP実現へのシナリオについてお尋ねがありました。

TPP協定の再交渉については、繰り返し述べてまいります。TPPと質の高いRCEPを通じて、FTAAPを自由で公正な経済圏として確立していくことを想定してまいります。

TPP協定に再交渉する場合の対応についてお尋ねされました。

農産物について、米国からTPP再交渉などを求められた場合の対応についてお尋ねがありました。

TPP協定の再交渉について、これまで、攻めるべきは守るとの方針の下、貿易交渉に当たつてまいりました。関税撤廃が原則という厳

しいTPP交渉においても、国会決議を後ろ盾にしながら、この方針の下、粘り強く交渉を行います。その結果、特に農業分野については、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしつかり確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得しました。守るべきは守ることができました。

TPP協定の再交渉については、繰り返し述べてきたとおり、仮に米国から求めがあつても、応じる考えはありません。つまり、農産物について更なる開放を求められても、応じる考えはありません。

TPP協定の再交渉については、繰り返し述べてきたとおり、仮に米国から求めがあつても、応じる考えはありません。つまり、農産物について更なる開放を求められても、応じる考えはありません。

長羽生田俊君

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔羽生田俊君登壇、拍手〕

○羽生田俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図ることも、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もつて児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者山本香苗君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。



○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十七  
二百三十七

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第七 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のため特別措置に関する法律等一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長藤川政人君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

投票総数

二百三十七  
二百十五  
二十二

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○藤川政人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行おうとするものであります。

委員会におきましては、金融機能強化法に基づく国の資本参加が中小企業支援に及ぼした効果、銀行等保有株式取得機構が買取りを継続することの是非、保険業法の政府補助規定を延長する趣旨等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より本法律案に

反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○横山信一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申します。

本法律案は、育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

副議長

郡司 彰君

高木かおり君

議長

伊達 忠一君

矢倉 克夫君

副議長

伊達 忠一君

片山 大介君

議員

伊達 忠一君

里見 隆治君

副議長

伊達 忠一君

三浦 信祐君

議員

伊達 忠一君

井原 巧君

副議長

伊達 忠一君

杉 久武君

議員

伊達 忠一君

佐藤 啓君

副議長

伊達 忠一君

石井 苗子君

議員

伊達 忠一君

高瀬 弘美君

副議長

伊達 忠一君

佐藤 貴之君

議員

伊達 忠一君

清水 貴之君

副議長

伊達 忠一君

佐々木さやか君

議員

伊達 忠一君

平木 大作君

副議長

伊達 忠一君

浅田 均君

議員

伊達 忠一君

秋野 公造君

副議長

伊達 忠一君

若松 謙維君

議員

伊達 忠一君

北村 経夫君

副議長

伊達 忠一君

東山 徹君

議員

伊達 忠一君

山本 博司君

副議長

伊達 忠一君

谷合 正明君

議員

伊達 忠一君

横山 信一君

副議長

伊達 忠一君

野上浩太郎君

議員

伊達 忠一君

浜田 昌良君

副議長

伊達 忠一君

石川 博崇君

議員

伊達 忠一君

末松 信介君

副議長

伊達 忠一君

渡辺 喜美君

議員

伊達 忠一君

山本 香苗君

副議長

伊達 忠一君

西田 實仁君

議員

伊達 忠一君

丸川 鱗代君

副議長

伊達 忠一君

大野 泰正君

議員

伊達 忠一君

滝沢 求君

副議長

伊達 忠一君

豊田 俊郎君

副議長

伊達 忠一君

進藤金日子君

副議長

伊達 忠一君

中西 哲君

副議長

伊達 忠一君

藤木 真也君

副議長

伊達 忠一君

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十五日

參議院會議錄第十三号

## 議長の報告事項

議長の報告事項

行政監視委員		辞任 和田 政宗君	補欠 馬場 成志君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		中野 正志君	
災害対策特別委員		大沼みづほ君	
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員		紙 智子君	
東日本震災復興特別委員		中野 正志君	
辞任 足立 敏之君		井上 哲士君	
小野田紀美君		片山 大介君	
宮島 嘉文君		青木 愛君	
元榮太一郎君		福島みづほ君	
渡辺義知太郎君		行田 邦子君	
宮崎 勝君		薬師寺みちよ君	
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員		中野 正志君	
辞任 青山 繁晴君		井上 哲士君	
今井絵理子君		片山 大介君	
小川 克巳君		青木 愛君	
堂故 茂君		福島みづほ君	
徳茂 雅之君		行田 邦子君	
中西 祐介君		薬師寺みちよ君	
松川 るい君		中野 正志君	
江崎 孝君		井上 哲士君	
川合 孝典君		片山 大介君	
野田 国義君		青木 愛君	
浜口 誠君		福島みづほ君	
補欠 朝日健太郎君		行田 邦子君	
進藤金日子君		薬師寺みちよ君	
滝波 宏文君		中野 正志君	
堀井 嶽君		井上 哲士君	
高橋 克法君		片山 大介君	
宮崎 勝君		青木 愛君	
浜田 昌良君		福島みづほ君	
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員		行田 邦子君	
辞任 足立 敏之君		薬師寺みちよ君	
小野田紀美君		中野 正志君	
宮島 嘉文君		井上 哲士君	
元榮太一郎君		片山 大介君	
渡辺義知太郎君		青木 愛君	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		福島みづほ君	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		行田 邦子君	
休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案		薬師寺みちよ君	
正統の公聴会承認要求書		中野 正志君	
一、議案の名称		谷合 正明君	
環太平洋パートナーシップ協定の締結について		平木 大作君	
八号) 同日議長は、次の公聴会承認要求を承認した。		大門実紀史君	
同日内閣から次の答弁書が提出された。		片山 大介君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		青木 愛君	
武田 良介君		福島みづほ君	
河野 義博君		行田 邦子君	
東日本震災復興特別委員		中野 正志君	
辞任 足立 敏之君		井上 哲士君	
小野田紀美君		片山 大介君	
宮島 嘉文君		青木 愛君	
元榮太一郎君		福島みづほ君	
渡辺義知太郎君		行田 邦子君	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		薬師寺みちよ君	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		中野 正志君	
休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案		谷合 正明君	
正統の公聴会承認要求書		平木 大作君	
同日議長は、次の公聴会承認要求を承認した。		大門実紀史君	
同日内閣から次の答弁書が提出された。		片山 大介君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		青木 愛君	
武田 良介君		福島みづほ君	
河野 義博君		行田 邦子君	
東日本震災復興特別委員		中野 正志君	
辞任 足立 敏之君		井上 哲士君	
小野田紀美君		片山 大介君	
宮島 嘉文君		青木 愛君	
元榮太一郎君		福島みづほ君	
渡辺義知太郎君		行田 邦子君	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		薬師寺みちよ君	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		中野 正志君	
休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案		谷合 正明君	
正統の公聴会承認要求書		平木 大作君	
同日議長は、次の公聴会承認要求を承認した。		大門実紀史君	
同日内閣から次の答弁書が提出された。		片山 大介君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		青木 愛君	
武田 良介君		福島みづほ君	
河野 義博君		行田 邦子君	
東日本震災復興特別委員		中野 正志君	
辞任 足立 敏之君		井上 哲士君	
小野田紀美君		片山 大介君	
宮島 嘉文君		青木 愛君	
元榮太一郎君		福島みづほ君	
渡辺義知太郎君		行田 邦子君	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		薬師寺みちよ君	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		中野 正志君	
休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案		谷合 正明君	
正統の公聴会承認要求書		平木 大作君	
同日議長は、次の公聴会承認要求を承認した。		大門実紀史君	
同日内閣から次の答弁書が提出された。		片山 大介君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		青木 愛君	
武田 良介君		福島みづほ君	
河野 義博君		行田 邦子君	
東日本震災復興特別委員		中野 正志君	
辞任 足立 敏之君		井上 哲士君	
小野田紀美君		片山 大介君	
宮島 嘉文君		青木 愛君	
元榮太一郎君		福島みづほ君	
渡辺義知太郎君		行田 邦子君	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		薬師寺みちよ君	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		中野 正志君	
休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案		谷合 正明君	
正統の公聴会承認要求書		平木 大作君	
同日議長は、次の公聴会承認要求を承認した。		大門実紀史君	
同日内閣から次の答弁書が提出された。		片山 大介君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		青木 愛君	
武田 良介君		福島みづほ君	

官報 (号外)

総務委員	辞任 渡辺義知太郎君	青山	青山
外交防衛委員	正昭君	古賀	るい君
財政金融委員	山崎 正昭君	江崎 孝君	相原久美子君
文教科学委員	大塚 耕平君	斎藤 嘉隆君	伊藤 孝恵君
辞任	山本 一太君	藤末 健三君	佐々木さやか君
財政金融委員	耕平君	佐々木さやか君	大門実紀史君
文教科学委員	大塚 耕平君	福島みづほ君	片山 大介君
辞任	山本 一太君	行田 邦子君	中山 恭子君
経済産業委員	大島九州男君	中野 正志君	平山寺みちよ君
辞任	蓮 純君	山本 太郎君	神本美恵子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	朝日健太郎君	行田 邦子君	高瀬 弘美君
災害対策特別委員	足立 敏之君	中山 恭子君	山添 拓君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	朝日健太郎君	山崎 正昭君	浅田 均君
東日本大震災復興特別委員	大沼みずほ君	大塚 耕平君	山本 太郎君
辞任	紙 智子君	蓮 純君	山本 一太君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	武田 良介君	橋本 聖子君	山崎 正昭君
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員	足立 敏之君	馬場 成志君	大塚 耕平君
辞任	朝日健太郎君	足立 敏之君	蓮 純君
正する法律案(閣法第五号)	元榮太一郎君	中西 祐介君	中西 祐介君
財政金融委員会に付託	堀井 嶽君	小川 克巳君	小川 克巳君
同日次の質問主意書を内閣に転送した。 「年金機能強化法」改正案により平成二十九年八月から実施される年金受給資格期間短縮に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三二号) 反対票を投じた国連・多国間核軍縮交渉の前進質問主意書(川田龍平君提出)(第三三号) 決議案に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第三四号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外五名提出)(衆第七号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三号) 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 外交防衛委員会に付託	松川 るい君	宮沢 洋一君	大塚 耕平君
厚生労働委員	鶴保 康介君	浜口 誠君	堀本 聖子君
文教科学委員	朝日健太郎君	今井絵理子君	小野田紀美君
辞任	鶴保 康介君	小野田紀美君	宮沢 洋一君
財政金融委員	鶴保 康介君	浜口 誠君	大島九州男君
辞任	鶴保 康介君	浜口 誠君	堀本 聖子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	足立 敏之君	自見はなこ君	青山 繁晴君
内閣委員	足立 敏之君	山崎 正昭君	足立 敏之君
去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大島九州男君	大塚 耕平君	青山 繁晴君
総務委員	清水 貴之君	蓮 純君	浜口 誠君
辞任	室井 邦彦君	山崎 正昭君	平山佐知子君
環境委員	山崎 正昭君	山本 一太君	青山 繁晴君
辞任	室井 邦彦君	山本 一太君	足立 敏之君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	山崎 正昭君	室井 邦彦君	足立 敏之君
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員	喜史君	喜史君	喜史君
正する法律案(閣法第五号)	滝波 宏文君	上月 良祐君	堀井 嶽君
財政金融委員会に付託	上月 良祐君	元榮太一郎君	元榮太一郎君

官 報 (号 外)

江崎 孝君	蓮 航君	文教科学委員 辞任	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
古賀 之士君	相原久美子君	厚生労働委員 宮沢 洋一君	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(島村大君外八名発議)
平山佐知子君	川合 孝典君	鶴保 康介君	ドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問に対する答弁書(第一九号)
宮澤 由佳君	田名部匡代君	今井絵理子君	参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣が
高瀬 弘美君	佐々木さやか君	小野田紀美君子	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三〇号)
山添 拓君	大門実紀史君	上月 良祐君	参議院議員伊藤孝恵君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書(第三一號)
薬師寺みちよ君	清水 貴之君	滝波 宏文君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三〇号)
浅田 均君	山本 太郎君	自見はなこ君	参議院議員伊藤孝恵君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書(第三一號)
福島みずほ君	松沢 成文君	蓮 航君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	厚生労働委員 宮沢 洋一君	同日内閣から次の答弁書を受領した。
理事 山田 宏君 (山田宏君の補欠)	外交防衛委員会 同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを厚生労働委員会に付託した。	鶴保 康介君	参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣が
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(島村大君外八名発議)	同日衆議院から次の議案が提出された。	今井絵理子君	ドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問に対する答弁書(第一九号)
同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを厚生労働委員会に付託した。	同日衆議院から次の議案が提出された。	小野田紀美君子	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三〇号)
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(島村大君外八名発議) (参第五三号)	同日衆議院から次の議案が提出された。	上月 良祐君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(第百九十四回国会衆第四三号)	同日衆議院から次の議案が提出された。	滝波 宏文君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(第百九十四回国会衆第四四号)	同日衆議院から次の議案が提出された。	自見はなこ君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを国土交通委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを国土交通委員会に付託した。	蓮 航君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	厚生労働委員 宮沢 洋一君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	鶴保 康介君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	小野田紀美君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	佐々木さやか君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	渡辺美知太郎君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	武田 良介君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	小池 晃君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	今井絵理子君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	宮沢 洋一君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	松川 るい君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	武田 良介君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	長沢 広明君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産委員会に付託した。	三浦 信祐君	参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバーカードの加入に関する下請指導ガイドラインに関する質問に対する答弁書(第三一號)

官 報 (号) 外

同日議員から次の質問主意書が提出された。

臨時財政対策債の在り方に關する質問主意書  
(松沢成文君提出)(第四〇号)

イスラエルとの經濟・技術交流と同國のパレスチナ占領政策に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第四一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

憲法第二十六條第二項に定められた「普通教育」の定義及び學校教育法第十七條に定められた「就学させる義務」の定義等に關する質問主意書(山本太郎君提出)(第三九号)

同日議長は、インド北部において二十日發生した列車脱線事故による被害に対し、モハンマド・ハミド・アンサリ同國連邦議会上院議長宛見舞状を発送した。

本法施行のため、別に費用を要しない。

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に關する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月二十四日

厚生労働委員長 羽生田 俊

参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に關する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月二十四日

島村 大

高階恵美子

牧山ひろえ

東 徹

谷合 正明

薬師寺みちよ

石井みどり

太田 房江

自見はなこ

三原じゅん子

石橋 通宏

川田 龍平

熊野 正士

藤末 健三

小川 克巳

木村 義雄

藤井 基之

宮島 喜文

川合 孝典

谷合 正明

第一條 この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上での養子縁組のあつせん要性に鑑み、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図ることとも、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もつて児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 養親希望者 養子縁組によつて養親となることを希望する者をいう。
- 三 養子縁組のあつせん 養親希望者と児童との間の養子縁組をあつせんすることをいう。
- 四 養子縁組あつせん事業 養子縁組のあつせんを業として行うことをいう。
- 五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組あつせん事業を行う者をいう。

(児童の最善の利益等)

本法律案は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上での養子縁組のあつせん要性に鑑み、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図ることとも、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もつて児童の福祉

の増進に資するため、養子縁組あつせん事業を行ふ者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に關する法律案

右の議案を發議する。

平成二十八年十一月二十二日

発議者

島村 大

高階恵美子

牧山ひろえ

足立 信也

山本 香苗

福島みづほ

賛成者

石井みどり

太田 房江

自見はなこ

三原じゅん子

石橋 通宏

川田 龍平

熊野 正士

藤末 健三

小川 克巳

木村 義雄

藤井 基之

宮島 喜文

川合 孝典

谷合 正明

第五条 民間あつせん機関は、その業務に關し、児童、児童の父母(児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ。)、養親希望者その他の関係者の個人情報(以下この条において「児童等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 民間あつせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(児童等の個人情報の取扱い)

第六条 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あつせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あつせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第四章 雜則(第三十七条～第四十三条)  
第五章 罰則(第四十四条～第四十七条)  
附則

第一章 総則

(目的)

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

(民間あつせん機関及び児童相談所の連携及び協力)

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんについては、当該民間あつせん機関並びに他の民間あつせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあつせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(児童等の個人情報の取扱い)

(許可)

第二章 民間あつせん機関の許可等

第一條 総則第一条～第五条)

第二章 民間あつせん機関の許可等(第六条～第二十二条)

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務(第二十三条～第三十六条)

## (号外)

<p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所</p> <p>三 養子縁組あつせん事業を行う事業所の名称及び所在地</p> <p>四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の氏名及び住所並びに経歴</p> <p>五 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>二 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類</p> <p>三 養子縁組あつせん事業を行つた事業所ごとの当該養子縁組あつせん事業に係る事業計画書</p> <p>四 申請者の財産目録、貸借対照表、收支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あつせん事業を行つたのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>五 養子縁組のあつせんに關し手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であつて厚生労働省令で定められたもの</p> <p>六 その他厚生労働省令で定める書類</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めたときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一 養子縁組あつせん事業を行つたのに必要な経</p>	<p>理的基礎を有すること。</p>
<p>二 養子縁組あつせん事業を行う者(その者が法人である場合にあつては、その經營を担当する役員)が社会的信望を有すること。</p> <p>三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。</p> <p>四 養子縁組あつせん事業の經理が他の經理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p> <p>五 営利目的として養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。</p> <p>六 脱税その他不正の目的で養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。</p> <p>七 個人情報を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。</p> <p>八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。</p> <p>九 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あつせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行つものとする。</p> <p>(許可の欠格事由)</p> <p>第十条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号のいづれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>	<p>二 養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは、許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行つた事業所ごとに届け出、許可証は提示しなければならない。</p> <p>三 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出、許可証の再交付を受けなければならない。</p>
<p>四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他の国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被指置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者</p> <p>七 営業に関し成年人者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>八 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(手数料)</p> <p>第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。</p> <p>一 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに關する手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務に關しあらかじめ関係者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項に關し、情報の提供を行わなければならぬ。</p>	<p>四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他の国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被指置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者</p> <p>七 営業に関し成年人者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>八 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(手数料)</p> <p>第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。</p> <p>一 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに關する手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務に關しあらかじめ関係者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項に關し、情報の提供を行わなければならぬ。</p>
<p>第十一条 都道府県知事は、第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>二 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第十二条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>二 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(許可の有効期間等)</p> <p>第十三条 第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。</p> <p>二 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたとき)にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間(満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。</p> <p>三 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。</p>	<p>(許可証)</p> <p>第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行つた事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。</p> <p>二 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行つた事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは、許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行つた事業所ごとに届け出、許可証は提示しなければならない。</p> <p>三 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出、許可証の再交付を受けなければならない。</p>

官 報 (号 外)

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条第六号を除く。の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第十三条 民間あつせん機関は、第六条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めることにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

3 民間あつせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならぬ。

(事業の廃止)

第十四条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第六条第一項の許可は、その効力を失う。

(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、民間あつせん機関が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該民間あつせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

(許可の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、民間あつせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

1 第八条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

2 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

3 第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、民間あつせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あつせん事業を行なう事業所ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(業務の質の評価等)

第十七条 民間あつせん機関は、自己の名義をもつて、他人に養子縁組あつせん事業を行なせてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(相談支援)

第二十条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行なう事業所ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(事業報告)

第二十一条 民間あつせん機関は、その行なう養子縁組のあつせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めることにより、評価機関(養子縁組のあつせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。)による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所

2 民間あつせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組のあつせんに係る業務の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(相談支援)

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あつせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあつせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができない。

3 民間あつせんの申込みをする養親希望者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務

第二十三条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係る業務を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせん機関に引き継がなければならない。

2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めたところにより、その帳簿を保存しなければならない。

(養親希望者による養子縁組のあつせんの申込み等)

第二十四条 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあつた場合において、その申込みの内容が法令に違反するとき又は当該養親希望者による児童の監護が著しく困難若しくは不適当であることが明らかであるときは、その申込みに係る契約を締結してはならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所

2 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

一 養親希望者の同居人がある場合にあつては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係

三 養親希望者の職業、収入及び経歴

四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況

五 その他厚生労働省令で定める事項

のあつせんに関する手数料の種類及び額を明示しなければならない。

(児童の父母等による養子縁組のあつせんの申込み等)

第二十五条 民間あつせん機関は、児童の父若しくは母(児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含む。)又は児童の父母以外の者であつて児童についての監護の権利を有するもの(児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。以下同じ。)から児童のためにする養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならない。

2 民間あつせん機関は、児童のためにする養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

一 養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母(生年月日及び住所並びに児童との関係)

二 児童の氏名、生年月日、性別及び住所

三 児童の父母の氏名、生年月日及び住所

四 前号により当該児童の法定代理人となるべき者を含む。(以下同じ。)又は児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、その者の氏名、生年月日及び住所

五 児童の監護の状況

六 その他厚生労働省令で定める事項

(養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるときは、その同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する

る養子縁組のあつせんを行つてはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第一条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者

六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者(児童の父母等の同意)

三 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母(親権を停止されているものがある場合にあっては、当該父又は母)

四 民間あつせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあつせんに係る児童から同意を得なければならない。

5 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一次に掲げる者から同意を得なければならない。

6 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童から同意を得なければならない。

7 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育(以下「縁組成立前養育」という。)に先立ち、縁組成立前養育を行ふことについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一次に掲げる者から同意を得なければならない。

8 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一次に掲げる者から同意を得なければならない。

9 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立つて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

10 民間あつせん機関は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組(以下「特別養子縁組」という。)に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一次に掲げる者から同意を得なければならない。

11 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、第一次に掲げる者から同意を得なければならない。

12 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立つて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

13 民間あつせん機関は、十五歳以上以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立つて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

14 民間あつせん機関は、十五歳以上以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立つて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

15 民間あつせん機関は、十五歳以上以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立つて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

2 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組(特別養子縁組を除く。第五項及び第八項において同じ。)に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定を行つて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一 当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者

後に、厚生労働省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者

官 報 (号 外)

<p>子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに係る際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、厚生労働省令で定めることにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。</p> <p>一 当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者</p> <p>二 当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者</p> <p>三 民間あつせん機関は、前各項の同意を得るために当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>11 第一項から第九項までの規定は、民間あつせん機関が、これらの規定により同意を得なければならぬこととされている者から、第一項から第九項までの同意を同時に得ることを妨げるものではない。</p> <p>12 第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあつせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。</p> <p>(養子縁組のあつせんに係る児童の養育)</p> <p>第二十八条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(縁組成立前養育)</p> <p>第二十九条 民間あつせん機関は、特別養子縁組</p>
<p>に係る養子縁組のあつせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。</p> <p>2 民間あつせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。</p> <p>一 民間あつせん機関から、第三十二条第一項から、次に掲げる事項について、書面による同意を得なければならない。</p> <p>二 民間あつせん機関から、第五項の規定によれば、又は第二項の規定による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。</p> <p>二 民間あつせん機関から、第三十二条第一項から、次に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させること。</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させること。</p> <p>(養子縁組の成否等の確認)</p> <p>第三十条 民間あつせん機関は、その行つた養子縁組のあつせんに關し、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無</p> <p>二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否</p> <p>三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>(縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置)</p> <p>第三十一条 民間あつせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対する縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受け、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談の利益に適合すると認められるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとする。</p> <p>5 民間あつせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めるべきは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(養子縁組の成立後の支援)</p> <p>第三十二条 民間あつせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。</p>
<p>一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係るまえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。</p> <p>二 第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。</p> <p>三 第二十九条第五項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われていてる場合に限る)。当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項(縁組成立前養育が行われていない場合に限る)。その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>六 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>七 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>八 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>九 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十一 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十三 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十四 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十六 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十七 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十八 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十九 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十一 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十三 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十四 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十六 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十七 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十八 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十九 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十一 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十三 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p>
<p>一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結 第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項</p> <p>二 第二十九条第五項各号に掲げる事項 第二十九条第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三 第二十九条第五項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われていてる場合に限る)。当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項(縁組成立前養育が行われていない場合に限る)。その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>六 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>七 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>八 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>九 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十一 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十三 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十四 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十六 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十七 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十八 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十九 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十一 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十三 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十四 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十六 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十七 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十八 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>二十九 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十一 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>三十三 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項</p>

(養親希望者等への情報の提供)  
第三十四条 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る児童について養親希望者又は養親となつた者(以下この条において「養親希望者又は養親」という。)による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に關し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあつせんに係る児童の父母に関する情報(当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。)として厚生労働省令で定めるものを提供してはならない。(秘密を守る義務等)

第三十五条 民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

2 民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。  
(養子縁組あつせん責任者)

第三十六条 民間あつせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあつせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あつせん責任者を選任しなければならない。  
2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組

あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならぬ。  
第四章 雜則

(指針)  
第三十七条 厚生労働大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

(指導及び助言)  
第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、民間あつせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

## (報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するに必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(経過措置の命令への委任)

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(養子縁組のあつせんに係る制度の周知)

第四十条 国及び地方公共団体は、児童に対する

養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十一条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条において「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下この条において「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に關する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

二 偽りその他不正の行為により、第六条第一項の許可又は第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

三 第十六条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反した者

五 第四十五条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十五条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第四十六条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第六条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第六条第三項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

八 第三十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者

官 報 (号) 外

六 第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
七 第三十六条第一項の規定に違反した者
八 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
九 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第一項及び第六条の規定 公布の日

二 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に養子縁組のあつせんを業として行っている國 都道府県及び市町村以外の者であつて、社会福祉法昭和二十六年法律第四十五号第六十九条第一項の規定による届出をしているものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算

して六月を経過する日までの間(その者が当該期間内に第六条第一項の許可の申請をした場合又は施行日前に次条第一項の規定による許可の申請をした場合)は、施行後三年を以て、この法律の施行の日までに、當該期間内に許可の拒否の処分があつたときは當該処分のあつた日までの間、當該期間を経過したときはこれらの申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間は、第六条第一項の許可を受けないで、引き続き養子縁組のあつせんを業として行うことができる。

二 第三十九条第一項の規定による許可の申請をした場合は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

三 第六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(施行前の準備)

第一条 第二条第三項第一号の二の次に次の一号を加える。

二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

(平成二十八年法律第一号)に規定する

(政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業

(平成二十八年法律第一号)に規定する

(政令への委任)

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を

改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

二 第十八条の二の二中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

三 第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八百円」に改める。

四 第二十五条第二項中「十一万一千八百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改め

る。

五 第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十

七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第一項の規定による許可の申請に係る申請書	第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者の申請があつた場合には、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可を受けることができる。
二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業	二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
三 第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八百円」に改める。	(平成二十八年法律第一号)に規定する
四 第二十五条第二項中「十一万一千八百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改め	(政令への委任)
五 第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十	二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業

を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一 費用

本法律施行に要する経費は、平成二十八年度において、約百五十億円である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月十八日  
参議院議長 伊達 忠一殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月十八日  
衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

二 第十八条の二の二中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

三 第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八百円」に改める。

四 第二十五条第二項中「十一万一千八百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改め

る。

五 第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十

七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

六 別表第一及び別表第二を次のように改める。

第一項の規定による許可の申請に係る申請書	第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者の申請があつた場合には、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可を受けることができる。
二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業	二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
三 第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八百円」に改める。	(平成二十八年法律第一号)に規定する
四 第二十五条第二項中「十一万一千八百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改め	(政令への委任)
五 第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十	二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業

第一項の規定による許可の申請に係る申請書	第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者の申請があつた場合には、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可を受けることができる。
二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業	二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
三 第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八百円」に改める。	(平成二十八年法律第一号)に規定する
四 第二十五条第二項中「十一万一千八百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改め	(政令への委任)
五 第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十	二 附則第六条の規定 養子縁組あつせん事業

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条 第五条関係)

職員の区分	番号	職務の級	1		2		3		
			俸	給	月	額	級	俸	給
	1	1	199,500	328,200	円	330,400	37	277,500	395,000
	2	2	201,200	332,700	円	334,800	38	279,500	398,000
	3	3	202,900	341,600	円	343,700	39	281,400	399,500
	4	4	204,600	343,900	円	345,800	40	283,400	400,900
	5	5	206,400	337,100	円	339,300	41	285,200	404,000
	6	6	208,100	341,600	円	343,700	42	287,600	405,400
	7	7	209,800	343,900	円	345,800	43	289,900	406,700
	8	8	211,400	352,200	円	354,300	44	292,400	408,200
	9	9	213,200	345,800	円	347,900	45	294,500	409,800
	10	10	215,100	350,100	円	352,200	46	297,000	411,100
	11	11	217,000	356,300	円	358,300	47	299,300	412,600
	12	12	218,900	360,300	円	362,000	48	302,000	414,200
	13	13	220,600	354,300	円	356,300	49	304,400	415,900
	14	14	222,600	358,300	円	360,300	50	306,800	417,300
	15	15	224,600	360,300	円	362,000	51	309,300	418,900
	16	16	226,600	362,100	円	364,000	52	311,600	420,400
	17	17	228,500	364,000	円	366,000	53	313,900	422,100
	18	18	231,200	368,000	円	370,000	54	316,100	423,600
	19	19	233,900	371,600	円	373,500	55	318,200	425,200
	20	20	236,600	375,400	円	378,600	56	320,400	426,800
	21	21	239,200	369,700	円	373,500	57	322,600	428,300
	22	22	242,000	371,600	円	375,400	58	324,700	429,800
	23	23	244,600	373,500	円	378,600	59	326,900	431,000
	24	24	247,300	375,400	円	378,600	60	328,900	432,200
	25	25	252,300	376,800	円	380,400	61	331,000	433,400
	26	26	254,800	378,600	円	382,300	62	333,100	434,700
	27	27	257,100	380,400	円	384,200	63	335,300	436,000
	28	28	262,200	382,300	円	386,100	64	337,500	437,200
	29	29	264,400	384,200	円	388,000	65	339,400	438,400
	30	30	266,600	386,100	円	390,000	66	341,600	439,600
	31	31	268,800	388,000	円	391,700	67	343,700	440,800
	32	32	271,000	393,400	円	395,000	68	345,900	442,000
	33	33					69	347,800	443,200
	34	34					70	349,700	444,400
							71	351,800	445,600
							72	353,800	446,800

官 報 (号 外)

再任用職員以外の職員			
73	355, 500	403, 600	
74	357, 400	448, 500	
75	359, 200	449, 000	
76	361, 100	449, 500	
77	363, 000	450, 000	
78	364, 700	405, 700	
79	366, 400	406, 400	
80	368, 000	407, 100	
81	369, 500	408, 200	
82	371, 000	408, 600	
83	372, 500	409, 000	
84	373, 900	409, 400	
85	375, 000	409, 700	
86	376, 400	410, 000	
87	377, 800	410, 200	
88	379, 100	411, 000	
89	380, 400	411, 200	
90	381, 700	411, 400	
91	382, 900	412, 000	
92	384, 200	412, 200	
93	385, 500	412, 400	
94	386, 600	412, 700	
95	387, 900	413, 000	
96	389, 100	413, 200	
97	390, 500	413, 400	
98	391, 500	413, 700	
99	392, 600	414, 000	
100	393, 600	414, 200	
101	394, 500	414, 400	
102	395, 500	414, 700	
103	396, 600	415, 000	
104	397, 700	415, 200	
105	398, 400	414, 400	
106	399, 300	414, 700	
107	400, 200	415, 000	
108	401, 100	415, 200	
109	401, 900	415, 400	
110	402, 800	415, 700	
再任用職員		273, 500	330, 300

官 報 (号 外)

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

官 報 (号 外)

官報 (号外)

101	488, 500	483, 000	428, 700	414, 800	402, 200	397, 900	390, 100	387, 300	370, 000
102	487, 000	483, 000	429, 400	415, 600	403, 200	398, 900	391, 200	388, 100	370, 000
103	487, 500	484, 000	430, 100	416, 400	404, 200	399, 900	392, 300	388, 900	371, 800
104	488, 000	483, 500	430, 800	417, 200	405, 200	400, 900	393, 400	389, 700	372, 700
105	488, 300	485, 000	431, 600	418, 000	406, 000	401, 900	394, 300	390, 500	373, 600
106	485, 500	482, 000	432, 200	418, 900	407, 000	403, 000	395, 300	391, 300	374, 500
107	486, 000	482, 800	432, 800	419, 800	408, 000	404, 000	396, 300	392, 100	375, 400
108	486, 500	483, 400	433, 400	420, 700	409, 000	405, 200	397, 300	392, 900	376, 300
109	486, 800	484, 000	434, 000	421, 400	409, 900	406, 100	398, 400	393, 700	377, 000
110	487, 300	484, 600	432, 200	410, 800	407, 000	399, 200	394, 500	377, 800	
111	487, 800	485, 200	433, 600	411, 700	407, 900	400, 000	395, 300	378, 600	
112	488, 300	485, 800	433, 800	412, 600	408, 800	400, 800	396, 100	379, 400	
113	488, 600	486, 300	434, 400	413, 500	409, 800	401, 700	396, 900	380, 300	
114	486, 900	485, 100	425, 100	414, 400	410, 800	402, 500	397, 700		
115	487, 500	425, 800	415, 300	411, 800	403, 300	398, 500			
116	488, 100	426, 500	416, 200	412, 800	404, 100	399, 300			
117	488, 600	427, 200	417, 000	413, 600	405, 000	400, 100			
118	489, 300	427, 900	417, 800	414, 500	405, 800	400, 900			
119	489, 800	428, 600	418, 600	415, 400	406, 600	401, 700			
120	489, 300	429, 300	419, 400	416, 300	407, 400	402, 500			
121	489, 800	429, 900	420, 200	417, 000	408, 300	403, 300			
122	490, 300	430, 600	421, 000	417, 800	409, 100	404, 100			
123	490, 800	431, 300	421, 800	418, 600	409, 900	404, 900			
124	490, 300	432, 000	422, 600	419, 400	410, 700	405, 700			
125	490, 800	432, 600	423, 200	420, 300	411, 600	406, 500			
126	491, 300	433, 900	423, 900	421, 100	412, 400	407, 400			
127	491, 800	434, 600	424, 600	421, 900	413, 200	408, 300			
128	492, 300	431, 300	422, 100	419, 200	414, 200	409, 200			
129	492, 800	432, 000	422, 600	419, 400	410, 700	405, 700			
130	493, 300	433, 200	423, 200	420, 300	411, 600				
131	493, 800	433, 900	423, 900	421, 100	412, 400				
132	494, 300	434, 600	424, 600	421, 900	413, 200				
133	494, 800	434, 700	425, 300	422, 700	414, 200				
134	495, 300	435, 300	426, 100	423, 600	414, 900	409, 900			
135	496, 000	436, 000	426, 900	424, 400	415, 700				
136	496, 700	427, 700	425, 200	426, 000	416, 500				
137	497, 400	428, 500	426, 000	427, 300	417, 300				
138	498, 000	429, 400	426, 900	426, 700	418, 200				
139	498, 700	430, 200	427, 700	427, 700	419, 000				
140	499, 400	431, 000	428, 500	428, 500	419, 800				
141	499, 700	431, 800	429, 300	429, 300	420, 600				
142	499, 100	432, 500	430, 100	421, 500	422, 300				
143	499, 800	433, 400	430, 900	431, 700	423, 100				
144	499, 500	434, 300	432, 500	432, 500	423, 900				
145	—	—	505, 400	462, 000	447, 000	392, 000	353, 500	335, 300	304, 700

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にがかわらず、陸将補、海将補及び空将補の<sup>(二)</sup>欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(四) この表の「I等陸佐、I等海佐及び専任佐(一欄又は二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、改令で定める。)」退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で改令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給を受ける。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「おいて」の下に「一般職給与法第十一項第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるもの」としを加える。

第十八条の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、公の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の法(附則第三条において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二条 平成二十八年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前において法第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内扱)

第三条 新法の規定を適用する場合においては、第一項の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。)附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、新法の規

定による給与(平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。)の内扱とみなす。

(平成三十二年三月三十日までの間における扶養手当に関する特例)

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用について人事院規則により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条

において「平成二十八年一般職給与改正法第十一條第一項第三項において人事院規則で定めることとされる」としを加える。

第五条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用について人事院規則により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条

において「平成二十八年一般職給与改正法」といふ。附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条

こととされている事項は、政令で定めるものとし、「一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」といふ。)附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条第一項第一項において「平成二十八年一般職給与改正法第十一條第一項第三項において人事院規則で定めることとされる」とし、一般職給与法とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」といふ。)の規定による改正後の一般職給与改正法」といふ。附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条

により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

八一年一般職給与改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

一、委員会の決定の理由  
要領書

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
費は、約四億円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月八日  
参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

別表(第二条関係)

区 分

報酬月額

最高裁判所長官

最高裁判所判事

東京高等裁判所長官

その他の高等裁判所長官

二、〇一〇、〇〇〇円

一、四六六、〇〇〇円

一、四〇六、〇〇〇円

一、三〇一、〇〇〇円

## 官報(号外)

平成二十八年十一月二十五日 参議院会議録第十三号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

判事																							
補							判事																
一号							二号							一号									
八	四一七、〇〇〇円	三六四、一〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	三一八、七〇〇円	三一八、七〇〇円	三〇三、五〇〇円	三〇三、五〇〇円			
七	三八七、〇〇〇円	三六四、一〇〇円	三四〇、八〇〇円	三〇三、五〇〇円	三一八、七〇〇円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	
六	三六四、一〇〇円	四三八、一〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一
五	四二〇、七〇〇円	三八七、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一
四	三六四、一〇〇円	四三八、一〇〇円	五六四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一
三	三六四、一〇〇円	四三八、一〇〇円	五六四、〇〇〇円	六三四、〇〇　円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一
二	三六四、一〇〇円	四三八、一〇〇円	五六四、〇〇　円	六三四、〇　〇円	七〇六、〇　〇円	八一八、〇　〇円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一
一	三六四、一〇　円	四三八、一〇　円	五六四、〇　　円	六三四、〇　　円	七〇六、〇　　円	八一八、〇　　円	九号	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一

簡易裁判所判事		附則		(施行期日等)		1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。(給与の内払)		2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百二十九号附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。)は、新法の規定による報酬その他の給与(同条の規定による報酬を含む。)の内払とみなす。		要領書		1、委員会の決定の理由		本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。		2、費用		本法施行に伴い、平成二十八年度に必要な経費は、約二億五千万円である。		3、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は本院においてこれを可決した。		4、内閣提出案は本院においてこれを可決した。		5、国会法第八十三条により送付する。		6、法律案		7、法律案		8、法律案	
九号	三四〇、八〇〇円	三一八、七〇〇円	三〇三、五〇〇円	二八六、三〇〇円	二七五、七〇〇円	二五三、二〇〇円	二四五、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	
十号	三一八、七〇〇円	三〇三、五〇〇円	二八六、三〇〇円	二七五、七〇〇円	二五三、二〇〇円	二四五、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号		
十一号	三〇三、五〇〇円	二八六、三〇〇円	二七五、七〇〇円	二五三、二〇〇円	二四五、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号			
十二号	二八六、三〇〇円	二七五、七〇〇円	二五三、二〇〇円	二四五、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号				
十三号	二七五、七〇〇円	二五三、二〇〇円	二四五、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号					
十四号	二五三、二〇〇円	二四五、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号						
十五号	二四四、三〇〇円	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号							
十六号	二三七、六〇〇円	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一三九、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号								
十七号	二二四、三〇〇円	二一五、二〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九七、一〇〇円	一八八、一〇〇円	一七九、一〇〇円	一六八、一〇〇円	一五九、一〇〇円	一四八、一〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号										

審査報告書  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 伊達 忠一殿  
衆議院議長 大島 理森

平成二十八年十一月八日

## 官報(号外)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
別表(第二条関係)  
別表を次のように改める。

検														分													
事														長													
東京高等検察庁検事長														検事長													
その他の検事														一 号													
十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	東京高等検察庁検事長	その他の検事	檢事長	検事	総長	事長	検事	長		
二四四、三〇〇円	二五三、二〇〇円	二七五、七〇〇円	二八六、〇〇〇円	三〇三、五〇〇円	三一八、七〇〇円	三四〇、八〇〇円	三六四、一〇〇円	三八七、〇〇〇円	四二〇、七〇〇円	五六六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	一〇三五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、三〇二、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	

副														檢													
事														長													
東京高等検察庁検事長														検事長													
その他の検事														一 号													
十九号	二十号	二号	一号	二号	三号	四号	五号	六号	五号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	東京高等検察庁検事長	その他の検事	檢事長	検事	総長	事長	検事	長			
二三七、六〇〇円	二三一、四〇〇円	五七四、〇〇〇円	五一六、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	五〇〇円	四二〇、七〇〇円	三八七、〇〇〇円	三六四、一〇〇円	三四〇、八〇〇円	三二八、七〇〇円	三〇三、五〇〇円	二八六、〇〇〇円	二七五、七〇〇円	二五三、二〇〇円	二三七、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円		
二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円			
二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円	二二二、二〇〇円			

## 附則

## (施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。  
(給与の内払)  
新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律
- 新法の規定に基づいて支給された俸給その他の給与(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十号)附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。)は、新法の規定による俸給その他の給与(同条の規定による俸給及び地域手当を含む。)の内払とみなす。

## 審査報告書

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月二十四日

法務委員長 秋野 公造

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 1. (施行期日)

者として最高裁判所規則で定める者を含む。以下同じ。」を加える。

## 附 則

1. この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

2. (児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

二、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

(裁判官の育児休業に関する法律の一部改正)

第三条の二、裁判官の育児休業に関する法律

(平成三年法律第二百二十九号)の一部を次のよう

## に改正する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の育児休業に関する法律の一項を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「満たない子」の下に「(民法(明

## 審査報告書

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月二十四日

財政金融委員長 藤川 政人

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

なお、平成二十八年度一般会計予算に預金保険機構の金融機能強化業務に関する債務保証契約の限度額として十二兆円、銀行等保有株式取得機構の債券及び借入金に係る債務保証契約の限度額として二十兆円がそれぞれ計上されている。

## 2. (施行期日)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

## 3. (内閣提出案による改正)

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月十七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 4. (附帯決議)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。  
六条の四第二号に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

## 審査報告書

また、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、その役割を十分發揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存しない地域密着型金融への取組を更に推進すること。

銀行等保有株式取得機構が保有する株式等について、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めよう最大限の努力をし、処分後において同機構は、速やかに解散すること。

## 右決議する。

## 審査報告書

また、地域金融機関が積極的に資金供給を行ない、その役割を十分發揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存しない地域密着型金融への取組を更に推進すること。

銀行等保有株式取得機構が保有する株式等について、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めよう最大限の努力をし、処分後において同機構は、速やかに解散すること。

## 右決議する。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

よつて国会法第二十九条により送付する。

平成二十九年三月三十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 5. (附帯決議)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。  
六条の四第二号に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)第三条、第五十五条第一項及び第二項、第二十六条並びに第三十四条の二	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第二条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第三十九条第二項第一号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第三十八条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第三十九条の二第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十一条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十二条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十三条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十四条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十五条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十六条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十七条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十八条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条
第四十九条第一項中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に、「すべて」を「全て」に改める。	二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)第三条

第四十九条第一項中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に、「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

前項に定めるもののほか、この法律の施行に

関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を目途とし

て、この法律による改正後のそれぞれの法律

第三十九条第二項第一号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改め、同条第二号中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第三十八条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第三十九条の二第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十二条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十四条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十八条第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「平成三十九年三月三十一年」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一年」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成二十九年三月三十一年」を「平成三十四年三月三十一年」に改める。

参議院議長 伊達 忠一殿 総務委員長 横山 信一

改正

第一条 地方公務員の育児休業等に関する法律

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部正する法律）

#### 要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る））であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の第四項に規定する里親である職員に委託されていいる児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。」を加える。

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

平成二十八年十一月十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第六十一条第三十一項」を「並びに第六十一条第三十三項及び第二十四項」に改める。

第六十一条第四項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同条第六項中「以下」を「次項及び第五項において」に改め、「〔若しくは子（これら）の者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。〕」とあるのは「子」とを削り、「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」として、三

回を超える、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間(第二十九項において「指定期間」という。)とあるのは「要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」として、連続する三月の期間」を「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「同項」とあるのは「前項」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第十一項中「第八項及び前項」を「から前項まで」に改め、「行政執行法人の職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「」を削り、「同法第六条第一項」を「地方公務員法第六条第一項」に、「以下同じ。」を「第十項において同じ。」と、第九項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する」に改め、同条第十六項中「第十三項及び前項」を「から前項まで」に改め、「行政執行法人の職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員以外の非常勤職員」と、「」を削り、「同法第六条第一項」を「地方公務員法第六条第一項」に、「以下同じ。」を「第十五項において同じ。」と、第十四項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規

定する」に改め、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

32 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第二十三条第三項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。)について準用する。この場合において、第二十九項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

33 第三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の常勤職員にあっては、第二十三条规定のとおり準用する。)に準用する。この場合において、第二十九項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

34 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、職場において行われる同法第四条第一項に規定する職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業、第六項において準用する第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならぬ。

35 第七十条の三第二項中「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、「期間と」を「ものと」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第十七条の二及び第七十九条において「子」という。」であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないもの」に改める。

36 第七十条の三第二項中「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、「期間と」を「ものと」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第十七条の二及び第七十九条において「子」という。」に改め、「においては」を「には」に改め、「掲げる規定」の下に「中同表」を加え、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表第四十三条第十二項の項を次のように改める。

37 第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十二項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同項を同条第二十一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「」を削り、「同法第六条第一項」を「地方公務員法第六条第一項」に、「以下同じ。」を「第十五項において同じ。」と、第十四項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員」を削り、「同法第六条第一項」を「地方公務員法第六条第一項」に、「以下同じ。」を「第十五項において同じ。」と、第十四項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規

施行する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年十六条の八第一項)とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」とし、同項の次に次の一項を加える。

38 第三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第二十三条规定のとおり準用する。)に準用する。この場合において、前項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

39 第三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の常勤職員にあっては、第二十三条规定のとおり準用する。)に準用する。この場合において、第二十九項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

40 第三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の常勤職員にあっては、第二十三条规定のとおり準用する。)に準用する。この場合において、第二十九項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

第四十三条第十一項 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項 法律第二条第一項	第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から
---	------------------------

第四十三条第十一項 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項 法律第二条第一項	(施行期日) 附 則
---	---------------

官 報 (号外)

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(同項及び第三項において「新地共済法」という)第七十条の三第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」といふ。)以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の三第一項に規定する介護休業(以下この条において「介護休業」という。)に係る介護休業手当金について適用し、施行日前に開始された介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

2 施行日前に介護休業を開始した者であつて、施行日において当該介護休業の開始の日から起算して三月を超えていないものに係る新地共済法第七十条の三第二項の規定の適用については、同項中「日数」とあるのは、「日数(地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)の施行の日前の介護休業の日数を含む。)」とする。

3 新地共済法第七十条の三第三項後段の規定は、平成二十八年八月一日以後に開始された介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第四条 地方公務員災害補償法昭和四十二年法律第百二十一号の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項ただし書中「各号の一」を「各号に掲げるいづれかの方法」に改め、同項第二号

中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同条第六項第二号中「あつては」を「には」に改め、同項

第四号中「勤務しなかつた日」の下に「及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日」を加え、同条第十一項中「あつては」を「には」に、「又は」を「又は」に改め、同条第十三項中「又は」を「又は」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「条例で定める日」を「条例で定める者」と、「条例」に、「設立団体の条例で定める日」を「設立団体の条例で定める日」を「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正」で正す。

第六条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除  
(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二の見出しを「(国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正)に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第一条第一項

投票者氏名	日程第二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(島村大君外八名発議)
足立 敏之君	高橋 克法君
愛知 治郎君	滝波 宏文君
青山 繁晴君	柘植 芳文君
朝日健太郎君	鶴保 康介君
井上 義行君	徳茂 雅之君
石井 準一君	中泉 松司君
石井 正弘君	中曾根弘文君
石田 昌宏君	中西 哲君
石崎 準一君	西田 健治君
石井 浩郎君	西田 昌司君
石井みどり君	野村 哲郎君
磯崎 仁彦君	二之湯 智君
猪口 邦子君	西田 昌司君
岩井 茂樹君	野村 哲郎君
岩井 通子君	二之湯 武史君
宇都 隆史君	長峯 誠君
江島 潔君	西田 昌司君
小川 克巳君	野村 哲郎君
宇都 隆史君	羽生田 俊君
江島 潔君	馬場 成志君
小川 克巳君	林 芳正君
宇都 隆史君	福岡 資麿君
太田 房江君	橋本 聖子君
岡田 広君	藤川 政人君
岡田 大野	藤川 政人君
岡田 直樹君	古川 俊治君
木村 義雄君	吉川 俊治君
木村 義雄君	藤木 真也君
丸川 珠代君	堀井 巍君
三木 亨君	藤井 基之君
三宅 伸吾君	牧野たかお君
溝手 顯正君	橋本 周司君
三原じゅん子君	宮本 周司君
水落 敏栄君	森 まさこ君
丸山 和也君	柳本 卓治君
宮島 嘉文君	宮澤 洋一君
元榮太一郎君	山崎 正昭君
森屋 宏君	山田 修路君
山谷えり子君	山田 修路君
山本 順三君	山本 宏君
山本 一太君	吉川ゆうみ君

高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 康介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中西 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	西田 昌司君
西田 昌司君	野村 哲郎君
野村 哲郎君	二之湯 智君
二之湯 武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	西田 昌司君
羽生田 俊君	西田 昌司君
馬場 成志君	西田 昌司君
林 芳正君	西田 昌司君
福岡 資麿君	西田 昌司君
藤川 政人君	西田 昌司君
古川 俊治君	西田 昌司君
吉川 俊治君	西田 昌司君
藤木 真也君	西田 昌司君
堀井 巍君	西田 昌司君
藤井 基之君	西田 昌司君
牧野たかお君	西田 昌司君
橋本 周司君	西田 昌司君
宮本 周司君	西田 昌司君
森 まさこ君	西田 昌司君
柳本 卓治君	西田 昌司君
宮澤 洋一君	西田 昌司君
山崎 正昭君	西田 昌司君
山田 修路君	西田 昌司君
山本 宏君	西田 昌司君
吉川ゆうみ君	西田 昌司君



官 報 (号 外)

平成二十八年十一月二十五日

參議院會議錄第十三号

投票者氏名

平成二十八年十一月二十五日

參議院會議錄第十三回

投票者氏名

四〇

官報(号外)

平成二十八年十一月二十五日

参議院会議録第十三号

投票者氏名

吉川ゆうみ君	和田政宗君	渡辺美知太郎君	足立信也君	有田芳生君	石上俊雄君	小川勝也君	大島九州男君	大野元裕君	神本美恵子君	川田龍平君	小林正夫君	大門実紀史君	吉良よし子君	小池晃君	井上哲士君	横山信一君	矢倉克夫君	杉竹谷とし子君	吉田博美君
--------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	------	-------	-------	-------	---------	-------

渡邊猛之君	渡邊美樹君	相原久美子君	伊藤孝恵君	伊藤通宏君	江崎敏夫君	小川耕平君	川合直樹君	大塚孝君	小川敏夫君	江崎耕平君	川合孝典君	小池吉良君	井上哲士君	横山信一君	矢倉克夫君	杉竹谷とし子君	吉田博美君
-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------

宮崎勝君	高瀬弘美君	谷合正明君	西田実仁君	平木大作君	宮崎勝君	山口那津男君	山本博司君	市田忠義君	市田謙維君	市田明子君	田村智子君	紙智子君	高瀬弘美君	吉田博美君	吉田博美君	吉田博美君
------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

里見隆治君	反対者氏名	杉竹谷とし子君	吉田博美君														
-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○名	賛成者氏名	足立敏之君	愛知治郎君	青山繁晴君	青山繁晴君	朝日健太郎君	井上義行君	石井準一君	石井陽輔君	石井正弘君	石井昌宏君	石井浩郎君	赤池誠章君	赤池誠章君	赤池誠章君	赤池誠章君	赤池誠章君	赤池誠章君
----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山口和之君	賛成者氏名	足立敏之君	阿達雅志君	青木一彦君	有村治子君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	鶴保唐介君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○名	賛成者氏名	足立敏之君	阿達雅志君	青木一彦君	有村治子君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	鶴保唐介君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君
----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山口和之君	賛成者氏名	足立敏之君	阿達雅志君	青木一彦君	有村治子君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	鶴保唐介君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山口和之君	賛成者氏名	足立敏之君	阿達雅志君	青木一彦君	有村治子君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	鶴保唐介君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君	高橋克法君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

日程第七 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

吉川ゆうみ君		吉田 博美君	
和田 政宗君		渡辺 猛之君	
渡辺義知太郎君		伊藤 美樹君	
足立 信也君		相原久美子君	
有田 芳生君		伊藤 孝恵君	
石上 俊雄君		石橋 通宏君	
磯崎 哲史君		小川 敏夫君	
小川 勝也君		大島九州男君	
大野 元裕君		川田 龍平君	
神本美恵子君		小林 正夫君	
芝 博一君		斎藤 嘉隆君	
杉尾 秀哉君		古賀 之士君	
徳永 工リ君		川合 孝典君	
長浜 博行君		小西 洋之君	
野田 国義君		風間 直樹君	
浜口 誠君		大塚 耕平君	
平山佐知子君		小川敏夫君	
藤末 健三君		川合 駿也君	
舟山 康江君		小西 喜史君	
牧山ひろえ君		高木かおり君	
宮沢 由佳君		片山 大介君	
矢田わか子君		渡辺 喜美君	
吉川 沙織君		井上 哲士君	
秋野 公造君		岩渕 友君	
河野 義博君		吉良よし子君	
佐々木さやか君		小池 晃君	
里見 隆治君		大門美紀史君	
熊野 正士君		辰巳孝太郎君	
魚住裕一郎君		山下 芳生君	
伊藤 孝江君		清水 貴之君	
柳田 稔君		木戸口英司君	
森本 真治君		森 ゆうこ君	
増子 輝彦君		井上 哲士君	
藤田 幸久君		市田 忠義君	
真山 勇一君		岩渕 友君	
平山佐知子君		吉良よし子君	
藤末 健三君		小池 晃君	
舟山 康江君		大門美紀史君	
牧山ひろえ君		辰巳孝太郎君	
宮沢 由佳君		山下 芳生君	
矢田わか子君		清水 貴之君	
吉川 沙織君		木戸口英司君	
秋野 公造君		森 ゆうこ君	
河野 義博君		井上 哲士君	
佐々木さやか君		市田 忠義君	
里見 隆治君		岩渕 友君	
熊野 正士君		吉良よし子君	
魚住裕一郎君		小池 晃君	
伊藤 孝江君		大門美紀史君	
柳田 稔君		辰巳孝太郎君	
森本 真治君		山下 芳生君	
増子 輝彦君		清水 貴之君	
藤田 幸久君		木戸口英司君	
真山 勇一君		森 ゆうこ君	
平山佐知子君		井上 哲士君	
藤末 健三君		市田 忠義君	
舟山 康江君		岩渕 友君	
牧山ひろえ君		吉良よし子君	
宮沢 由佳君		小池 晃君	
矢田わか子君		大門美紀史君	
吉川 沙織君		辰巳孝太郎君	
秋野 公造君		山下 芳生君	
河野 義博君		清水 貴之君	
佐々木さやか君		木戸口英司君	
里見 隆治君		森 ゆうこ君	
熊野 正士君		井上 哲士君	
魚住裕一郎君		吉良よし子君	
伊藤 孝江君		小池 晃君	
柳田 稔君		大門美紀史君	
森本 真治君		辰巳孝太郎君	
増子 輝彦君		山下 芳生君	
藤田 幸久君		清水 貴之君	
真山 勇一君		木戸口英司君	
平山佐知子君		森 ゆうこ君	
藤末 健三君		井上 哲士君	
舟山 康江君		吉良よし子君	
牧山ひろえ君		小池 晃君	
宮沢 由佳君		大門美紀史君	
矢田わか子君		辰巳孝太郎君	
吉川 沙織君		山下 芳生君	
秋野 公造君		清水 貴之君	
河野 義博君		木戸口英司君	
佐々木さやか君		森 ゆうこ君	
里見 隆治君		井上 哲士君	
熊野 正士君		吉良よし子君	
魚住裕一郎君		小池 晃君	
伊藤 孝江君		大門美紀史君	
柳田 稔君		辰巳孝太郎君	
森本 真治君		山下 芳生君	
増子 輝彦君		清水 貴之君	
藤田 幸久君		木戸口英司君	
真山 勇一君		森 ゆうこ君	
平山佐知子君		井上 哲士君	
藤末 健三君		吉良よし子君	
舟山 康江君		小池 晃君	
牧山ひろえ君		大門美紀史君	
宮沢 由佳君		辰巳孝太郎君	
矢田わか子君		山下 芳生君	
吉川 沙織君		清水 貴之君	
秋野 公造君		木戸口英司君	
河野 義博君		森 ゆうこ君	
佐々木さやか君		井上 哲士君	
里見 隆治君		吉良よし子君	
熊野 正士君		小池 晃君	
魚住裕一郎君		大門美紀史君	
伊藤 孝江君		辰巳孝太郎君	
柳田 稔君		山下 芳生君	
森本 真治君		清水 貴之君	
増子 輝彦君		木戸口英司君	
藤田 幸久君		森 ゆうこ君	
真山 勇一君		井上 哲士君	
平山佐知子君		吉良よし子君	
藤末 健三君		小池 晃君	
舟山 康江君		大門美紀史君	
牧山ひろえ君		辰巳孝太郎君	
宮沢 由佳君		山下 芳生君	
矢田わか子君		清水 貴之君	
吉川 沙織君		木戸口英司君	
秋野 公造君		森 ゆうこ君	
河野 義博君		井上 哲士君	
佐々木さやか君		吉良よし子君	
里見 隆治君		小池 晃君	
熊野 正士君		大門美紀史君	
魚住裕一郎君		辰巳孝太郎君	
伊藤 孝江君		山下 芳生君	
柳田 稔君		清水 貴之君	
森本 真治君		木戸口英司君	
増子 輝彦君		森 ゆうこ君	
藤田 幸久君		井上 哲士君	
真山 勇一君		吉良よし子君	
平山佐知子君		小池 晃君	
藤末 健三君		大門美紀史君	
舟山 康江君		辰巳孝太郎君	
牧山ひろえ君		山下 芳生君	
宮沢 由佳君		清水 貴之君	

官 報 (号 外)

吉川ゆうみ君	吉田 博美君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	風間 直樹君
神本美恵子君	川合 孝典君
川田 龍平君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 工り君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 獨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	鈴呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
平山佐知子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
舟山 康江君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
宮沢 由佳君	山本 太郎君
矢田わか子君	行田 邦子君
吉川 沙織君	藤島みづほ君
秋野 公造君	森 中山恭子君
河野 義博君	糸数 慶子君
佐々木さやか君	山口 和之君

反対者氏名

○名

一 米軍属による女性暴行殺人事件を受けて、本年六月三日、政府はこのような犯罪の再発防止策として「沖縄・地域安全パトロール隊」(以下「パトロール隊」という)を創設し、パトロール隊は同月十五日から任務を開始している。パトロール隊の要員は、沖縄総合事務局、沖縄防衛局、行殺人事件(以下「米軍属による女性暴行殺人事件」といふ)とその後の政府の対応について、以下質問する。
二 パトロール隊の任務と任務毎の勤務形態はどうな物か、詳細を示されたい。また、パトロール隊の具体的な配置や勤務管理を総括する機関又は部署を明らかにされたい。
三 パトロール隊の隊員が沖縄県東村高江のヘリパッド移設工事に伴う警備に当たった事実はあるか、明らかにされたい。また、パトロール隊の隊員として派遣された又は派遣される予定であつたが、東村高江のヘリパッド移設工事に伴う警備に任務が変更になった者がいるかも併せて示されたい。
四 パトロール隊の任務開始からこれまでの間、パトロール隊は米軍犯罪の再発防止に効果があつたか。あつたとすれば、どのようなものか具体的に示されたい。また、パトロール隊により事件・事故を未然に防げたと評価する具体的なケースがあれば併せて示されたい。
五 日米両政府は、米軍人・軍属による事件・事故の再発防止策として、米軍属に係る日米地位協定上の新たな扱いの導入等に合意したが、同合意に基づく協議の現在の進展状況を示されたい。また、同協議の結果講じる措置によりどのような効果が見込めると考えているか、明らかにされたい。

六 日本国における公務執行中でない米軍人・軍属やその家族(以下「米軍人・軍属等」といふ。)による犯罪については、日本が第一次裁判権を有するとされるが、米軍人・軍属等による犯罪の被害者への補償については、日米両政府間でどのような取り決めがあるか、明らかにされたい。また、同取り決めに基づく被害者への補償の実績についても併せて示されたい。
七 政府は、米軍属による女性暴行殺人事件の被害者遺族への支援として具体的にどのようなことを行つたか、詳細を示されたい。

平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出米軍属による女性暴

行殺人事件とその後の政府の対応に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

大阪航空局那覇空港事務所、気象庁沖縄気象台、海上保安庁第十一管区海上保安本部、環境省九州地方環境事務所並びに防衛省沖縄防衛局の十七官署である。

二及び三について

お尋ねのパトロール隊の「任務毎の勤務形態」、「パトロール隊の隊員が沖縄県東村高江の

ヘリパッド移設工事に伴う警備に当たった」及び「パトロール隊の隊員として派遣された又は派遣される予定であったが、東村高江のヘリパッド移設工事に伴う警備に任務が変更になつた者の」の意味するところが必ずしも明らかではないが、パトロール隊は、犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保するため、沖縄県内の繁華街等を巡回することを内容とする緊急防犯パトロールを実施しており、御指摘の「沖縄県東村高江のヘリパッド移設工事に伴う警備」は行つていない。また、「パトロール隊の具体的配置や勤務管理を総括する機関又は部署」の意味するところが必ずしも明らかではないが、パトロール隊による緊急防犯パトロールは内閣府沖縄総合事務局が中心となつて実施しているところである。

一について

参議院議員糸数慶子君提出米軍属による女性暴行殺人事件とその後の政府の対応に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「パトロール隊の要員として職員を派遣した機関名及び機関毎の派遣人数、パトロール隊として派遣された人員の総数及びその人件費総額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年六月三日、沖縄県における犯罪抑止対策推進チームにおいて決定された「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」における「沖縄・地域安全パトロール隊」(以下「パトロール隊」という。)については、交代で勤務していること及びパトロール隊の業務に從事した者(以下「業務従事者」という。)が在籍していた官署が多岐にわざることから、業務従事者の官署ごとの人数、その合計人数及びこれらに係る人件費についてお答えすることとは困難であるが、業務従事者が在籍していた官署は、内閣府沖縄総合事務局、総務省沖縄行政評議事務所及び沖縄総合通信事務所、那覇地方検察庁、法務省沖縄刑務所那覇拘置支所及び福岡人國管理局那覇支局、外務省沖縄事務所、財務省沖縄地区税關、国税厅沖縄国税事務所、厚生労働省沖縄労働局、農林水産省那覇植物防疫事務所及び動物検疫所沖縄支所、国土交通省

つき、その詳細な内容を発表することを目指して協議を行つてゐるところであり、お尋ねの「効果」については、現時点で予断を持つてお答えすることは困難であり、お尋ねの「協議の現在の進展状況」については、米国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第十八条6に、日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本国民である使用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。)に対する請求権について規定されている。

また、平成二十三年度から平成二十七年度までの間ににおいて、同条6の規定に基づき、米国政府から慰謝料が支払われた件数は七十三件、金額は約一億千七百万円である。

七について

お尋ねの「被害者遺族への支援」については、沖縄県警察において、御遺族に対し、警察が委嘱した精神科医等からカウンセリングを受けることができる、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)に基づく犯罪被害者等給付金の支給を申請できること等について必要な情報の提供を行うなどの支援に努めているところである。なお、今後とも、沖縄県内の繁華街等を巡回することにより、犯罪抑止の効果が期待できるものと考えている。

四について

パトロール隊による緊急防犯パトロールにおいては、警察への通報等の防犯活動を行つてき

ているところである。なお、今後とも、沖縄県内の繁華街等を巡回することにより、犯罪抑止の効果が期待できるものと考えている。

五について

平成二十八年七月五日に行われた日米共同発表(以下「共同発表」という。)を受けて、現在、日米両政府は、共同発表に記載された諸措置に

安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に對し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十一月十一日

参議院議長 伊達 忠一殿

小西 洋之

安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書

意書

安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に就任したこととなつたドナルド・トランプ氏は、米国大統領選挙の最中ににおいて、環太平洋パートナーシップ協定について、「大統領就任の当日に離脱を正式発表する」旨の発言などによつて、同協定からの離脱を実行する意思を明確に表明している。他方、我が国では、本年十一月十日に衆議院において同協定承認案が承認され、同月十一日より参議院において同協定承認案の審議が始まつたところである。

以下 これについて質問する。

一 仮に、ドナルド・トランプ氏が米国大統領就任後に環太平洋パートナーシップ協定からの離脱を実行するのであれば、同協定の第三十章において規定されている発効要件を満たさないところとなる。政府においては、ドナルド・トランプ氏が次期米国大統領に就任することを受け、安倍内閣総理大臣が渡米し、本年十一月十七日

に同氏との会談を予定しているとのことであるが、安倍内閣総理大臣はこの同氏との最初の会談において、同氏が米国大統領就任後に同協定から離脱を実行する意思であるのかについて確認し、帰国後、国会、特に、同協定承認案の審議が始まっている参議院に対し、同氏の意思の内容を報告しなければならないと考えるが、政府の見解を明確に示されたい。

一 前記一に關し、安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ氏との会談において、同氏が米国大統領就任後に同協定から離脱を実行する意思であるのかについて確認するつもりがない、あるいは、その必要がないと考える場合は、その理由について詳細に示されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問に対する答弁書

一及び二について

本年十一月十七日(現地時間)、ニューヨーク

において、安倍内閣総理大臣はトランプ次期米国大統領と非公式に会談を行った。トランプ次期米国大統領はいまだ就任前であり、また、今回の会談は非公式に行われ、やり取りの内容を公表することはお互いに控えることとなつたため、個別の論点を取り上げたか否かを含め、詳細については、お答えすることを差し控えた。国会においても、以上の点につき、必要に応じ説明したいと考えている。

平成二十八年十一月十四日

伊藤 孝恵

参議院議長 伊達 忠一殿

マイナンバー活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

マイナンバー活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバー活用に番号の利用等に関する法律が施行され国民にマイナンバーが付与された。国民はマイナンバーが有意義に活用されることを望んでおり、行政手続においてもその便宜が図られなければならない。

参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバー活用に関する質問に対する答弁書

就学援助の要件に該当し、入学準備金が支給される家庭には、入学準備が必要な入学前の時期に入学準備金が支給されることが望ましいが、就学援助の要件に該当する家庭が入学前後の時期の転居により自治体間移動をした場合などに生じるおそれのある、入学準備金の二重支給や支給漏れの可能性を課題として、入学前の時期の入学準備金

支給に二の足を踏む自治体があるという現状があ

る。このような行政手続上の課題はマイナンバーの活用により解決できるのではないかと考え、以下質問する。

一 就学援助の要件に該当する家庭への入学準備金の支給について、マイナンバーを活用することで申請時における行政手続の簡素化とともに、二重支給や支給漏れの発生の防止が容易になり、入学前の時期の入学準備金支給が可能となると考えるが政府の見解如何。

二 入学準備金の支給状況等については、マイナンバーを活用した自治体間でのデータ照会が可能となる仕組み作りが必要ではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

参議院議員伊藤孝恵君提出マイナンバー活用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

本年十一月十七日(現地時間)、ニューヨーク

四号)第十二条第一号に掲げる衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもののうち、小学校及び中学校等の入学準備のための費用をいう。以下同じ。)については、小学校及び中学校等へ入学する年度の開始前における給付が可能なとなっている。また、福祉事務所における統一的な事務処理方式を確立するために厚生省(現厚生労働省)が都道府県及び保護の実施機関(同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。)である市町村特別区を含む。以下同じ。)に対して示した同法の施行のために都道府県及び当該市町村において制定が必要と解される条例の準則である「生活保護法施行細則準則について」(平成十二年三月三十一日付け社援第八百七十一号厚生省社会・援護局長通知)別紙「生活保護法施行細則 準則(以下単に「準則」という。)において、被保護者(同法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)がその居住地を他の福祉事務所等の所管区域内に移転したときは、転出前の居住地を所管する福祉事務所長等は速やかに転出後の居住地を所管する福祉事務所長等にその旨を通知(以下「細則に基づく通知」という。)するよう示している。また細則に基づく通知には入学準備金の給付に係る情報(以下「給付情報」という。)を含む保護台帳等(準則様式第二号の保護台帳、準則様式第三号の保護決定調査書、準則様式第五号のケース記録票その他の書類のうち保護の決定及び実施上必要と認められる必要最小限のものをいう。以下同じ。)の写しを添付するよう示してお

り、被保護者の転出後の居住地を所管する福祉事務所長等が給付情報を把握できることから、

被保護者の転居に伴う御指摘の「二重支給や支給漏れの発生を防止することが可能となつている。こうしたこと等を踏まえ、保護台帳等の写しを添付した細則に基づく通知を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステム(以下単に「情報提供ネットワークリステム」という。)を利用した情報の授受により代替することは、現時点においては考えていない。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十九条に基づき市町村が実施する、経済的理由により就学困難と認められる義務教育諸学校の児童生徒の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)のうち、要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)に対するものについては、小学校及び中学校等に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費(以下「新入学児童生徒用品費等」という。)を含め、「平成二十八年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」(平成二十八年九月二十三日付け二十八文科初第六百三十九号文部科学省初等中等教育局長通知)において、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、転入学者の保護者が受給しようとする場合は転入前の市町村と連携を密にし重複受給とならないようすることや、就学援助の実施漏れがないようにすること等を指導することにより御指摘の「二重支給や支給漏れ」が起きないようにしている。また、要保護者に対しては、新入学児童生徒学用品費

等及びこれに相当する援助を市町村の判断により小学校及び中学校等へ入学する年度の開始前に支給することが可能となつていている。ただし、

現在の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭和六十一年五月一日文部大臣裁定)は小学校及び中学校等の児童生徒の保護者に対する就学援助に係る経費を国による補助の対象としており、小学校等へ入学する年度の開始前に支給された援助に係る経費を当該補助の対象としていること

から、当該経費を国が補助することができるよう今後検討してまいりたい。市町村が要保護者に係る経費を当該補助の対象としていることについては、新入学児童生徒学用品費等に相当する援助を市町村の判断により小学校及び中学校等へ入学する年度の開始前に支給することができるとなつてている。政府としては、これらの援助の支給に関する情報を情報提供ネットワークシステムを利用して情報の授受の対象とすることも含め、より効率的に「二重支給や支給漏れの発生」を防止すること等ができるような方策について、市町村における事務の実施状況等を踏まえつつ、検討してまいりたい。

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書  
国土交通省が策定している「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成十三年三月九日閣議決定、平成二十六年九月三十日改正)において「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通报すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」とされていることを確認した上で、「遅くとも平成二十九年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである」、「遅くとも平成二十九年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は手段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている。更に協力会社の社会保険に対する意識を高めるため、元請企業は協力会社に対して、「社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対しても」社会保険加入状況の定期把握等を行うよう指導することが記載されている。

平成二十八年十一月二十二日  
内閣総理大臣臨時代理  
参議院議長 伊達 忠一殿  
参議院議員青木愛君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十八年十一月十四日

参議院議長 伊達 忠一殿 青木 愛  
以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一について  
下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことのできない金

官 報 (号外)

額で建設工事の請負契約を締結し、その結果、請負金額が通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によつては、建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第十九条の三の規定に違反するおそれがあり、このような場合には、必要に応じ、同法第四十一条第一項の規定に基づき、請負代金の額を見直すよう、書面等により必要な指導等を行うこととなる。

なお、国土交通大臣又は都道府県知事は、元請負人が同法第十九条の三の規定に違反している事實があり、その事實が私的独占及び

公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第十九条の規定に違反していると認めるときは、建設業法第四十二条第一項の規定に基づき、公正

取引委員会に対し、独占禁止法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができ、また、中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が建設業法第十九条の三の規定に違反している事實があり、その事實が独占禁止法第十九条の規定に違反していると認めるときは、建設業法第四十二条の二第三項の規定に基づき、公正取引委員会に対し、独占禁止法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる」ととされている。また、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成二十四年七月四日付け国土建第百三十六号・国土建整第七十三号国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び建設市場整備課長連名通知。以下「ガイドライン」といふ)において、下請負人は自ら負担しなければ

ならない法定福利費を適正に見積もり、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を元請負人に提出することとしているところであり、その旨の周知を図つているところである。

二について

ガイドラインにおいて、公共工事であるか民間工事であるかを問わず、「適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべきである」としてい

〔参照〕

十一月二十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

一〇四	和田 政宗君
一〇七	中野 正志君
一一二	

官報(号外)

平成二十八年十一月二十五日 参議院会議録第十三号

明治二十九年三月三十一日  
郵便物認可

発行所
二東京一〇五番地五丁目虎ノ門二五八四四二五
行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 二三六円
(一部) 二三〇円